

本溪湖炭礦權關係概要

本溪湖炭礦權關係概要

- 一 明治三十八年十一月遼陽關東總督府ニ採掘ヲ出願シ翌十二月許可ヲ受ケタリ
- 一 明治三十九年一月開坑式ヲ舉ケタルニ當時ノ安東縣民政長官齊藤中佐外四名臨席セラル
- 一 明治四十年一月奉天礦政局參事官孫氏外一名來坑調査セラレタリ
- 一 明治四十年二月清國官憲ト合同經營ニ付交渉ヲ開始シタルニ圓滿ニ進捗シ條約訂結ニ至ラントシテ中止トナル
- 一 明治四十年四月軍政撤廢ニ付以後領事監督ノ下ニ事業ヲ經營スヘキ旨命令ヲ受ケ其後暫ク安東縣領事ノ監督ヲ受ケタリ
- 一 明治四十年五月奉天萩原總領事來坑事業ノ狀況ヲ調査セラレタリ

外務省

- 一 明治四十年六月大倉喜八郎渡清ノ際當時ノ徐總督、唐巡撫等ニ會見合同經營ニ付協議ヲナシタルニ相當手續ヲナシ正式ノ協定ヲナサント願ル圓滿ニ進捗ヲ見タリ
- 一 明治四十年九月前頃協商ノ結果トシテ奉天ニ於テ合同問題ニ付談判ヲ開キ前後二回會見ヲナシタル末、清國官憲ヨリ合同條約ノ草案ヲ提出セラルルコトニ決シ會見ヲ了レリ
- 一 明治四十年十一月弊所ノ高津技師長ハ本溪湖礦政局長 氏ト立會ノ上礦區境界ヲ定メ標杭ヲ建設シタリ
- 一 明治四十年十二月清國官憲ヨリ合同條約ノ草案ヲ送付セラレタリ
- 一 明治四十一年十月前奉天巡撫唐紹儀氏日本來遊ノ際東京ニ於テ大倉喜八郎會見合同經營ニ付協議ヲナシタルニ圓滿ニ解決ヲナサン

外務省

寫送先

會文人文情條通歐亞  
計書事化報約商米細亞

次大臣  
官

電信課長

(分類 E 4.6.0.55)

昭和4 一〇七五六 平 鞍山 十七日後發 亞  
 本省 七月十七日後着

幣原外務大臣 南滿洲鞍山事業協會

滿鐵カ計畫中ニ係ル製鋼所創設ニ付テハ目下閣議ニ於テ御審議中  
 ト聞ク本事業ハ滿鐵當初ノ聲明ニヨリ當鞍山ニ建設サルルモノト  
 期待シ八千市民ハ過去十年半幾多ノ困難ト戰ヒ隱忍自重今日ニ及  
 ヒタルモノニシテ本事業ノ實現如何ハ直ニ鞍山ノ死活ニ影響スル  
 ノミナラス延テ全滿ノ經濟界ニ影響スル事甚大ナルヲ以テ特別ノ  
 御詮議ニ依リ當鞍山ニ建設サレン事ヲ希フ

外務省

昭和製鋼(平)ニ付テハ

135

明治四十二年二月二十四日

以上

トノ意見ニシテ充分ノ好意ヲ表セラレ、渡清ノ上直接會見ヲ遂ケ  
 合同條約ヲ訂結スヘキ様注意アリ、尙其意見ハ徐總督ニ具申セラ  
 ルヘキ趣ナリシ

一明治四十一年十一月奉天礦政局長徐氏技師二人ヲ伴ヒ來坑、礦區  
 及炭質、炭層并ニ事業ノ現状ニ付詳細ノ調査ヲ遂ケラレタリ

一明治四十一年十二月大倉桑馬、同四十二年一月門野重九郎二人渡  
 清今回ノ會見トナリタリ

外務省

4.12 +

電信寫

(分類E4.2.0.75)

昭和4 一〇七五六 平

鞍山 本省

十七日後渡 七月十七日後着

亞

幣原外務大臣

南滿洲鞍山事業協會

南鐵カ計畫中ニ係ル製鋼所創設ニ付テハ目下尙議ニ於テ御審議中  
ト聞ク本事業ハ滿鐵當初ノ聲明ニヨリ當鞍山ニ建設サルルモノト  
期待シ八千市民ハ過去十年半幾多ノ困難ト戦ヒ隱忍自重今日ニ及  
ヒタルモノニシテ本事業ノ實現如何ハ直ニ鞍山ノ死活ニ影響スル  
ノミナラス延テ全滿ノ經濟界ニ影響スル事甚大ナルヲ以テ特別ノ  
御詮議ニ依リ當鞍山ニ建設サレン事ヲ希フ

會本部領鋼業系便紙  
高野



電信課長

大臣

次官

亞細亞 歐米 通商 條約 情報 文化 人事 文書 會計

寫送先

(分類E4.8.0.15)

昭和4 一〇八五一 平

新義州 十七日後發  
本省 七月十七日後着

幣原外務大臣

加藤商業會議所會頭

滿鐵ノ計劃ニ成ル昭和製鋼所並ニ多獅島築港會社ハ實ニ國家百年ノ大策ニシテ最モ深遠ナル意義ヲ有ス特ニ工場敷地ヲ新義州附近ニ相シタル所以ハ鮮滿ノ國境ニ位シ原料ノ蒐集上將又製品ノ分布上關稅並ニ運賃其ノ他勞銀等各方面ヨリ視察シ最經濟的要素ヲ具備スルカ故ナリ  
又多獅島築港ハ曩ニ帝國議會ノ協贊ヲ經タル所ニシテ只朝鮮總督府豫算ノ關係上未タ之カ實現ヲ見ルニ至ラサルモ日滿貿易上必須ノ良港タルコトハ爭フノ餘地ナシ

外務省

録件 平印録 録件 録件 録件

斯カル國家的重要事業ヲ一般地方問題ト同視シテ其ノ起工ヲ遷延シ又ハ位地ノ變更ヲナサムトスルカ如キコトアラムカ内ハ帝國財界ノ現狀ニ鑑ミ外ハ支那現下ノ政狀ニ照シ誠ニ皇國將來ノ爲痛恨ニ堪ヘス

之等鐵製品ノ輸入防止ニ資スル事業ハ金ノ輸出解禁ヲ斷行セララル上ニ於テモ喫緊ノ急務ナリト信ス  
希クハ舉國一致ノ見地ヨリ既定ノ計劃ヲ取り一日モ速ニ起工シ之カ完全ヲ期スル様特別ノ御賢察ト御配慮トヲ給ハラムコトヲ  
右當所評議員會ノ決議ヲ以テ懇請ス

外務省



電信寫

(分類E4.2.0.75)

昭和4 一〇八五一 平

新義州 十七日後發  
本省 七月十七日後着

亞

幣原外務大臣

加藤商業會議所會頭

滿鐵ノ計劃ニ成ル昭和製鋼所並ニ多獅島築港會社ハ實ニ國家百年ノ大策ニシテ最モ深遠ナル意義ヲ有ス特ニ工場敷地ヲ新義州附近ニ相シタル所以ハ鮮滿ノ國境ニ位シ原料ノ蒐集上將又製品ノ分布上關稅並ニ運賃其ノ他勞銀等各方面ヨリ視察シ最經濟的要素ヲ具備スルカ故ナリ  
又多獅島築港ハ變ニ帝國議會ノ協贊ヲ經タル所ニシテ只朝鮮總督府豫算ノ關係上未タ之カ實現ヲ見ルニ至ラサルモ日滿貿易上必須ノ良港タルコトハ爭フノ餘地ナシ

斯カル國家的重要事業ヲ一般地方問題ト同視シテ其ノ起工ヲ遷延シ又ハ位地ノ變更ヲナサムトスルカ如キコトアラムカ内ハ帝國財界ノ現狀ニ鑑ミ外ハ支那現下ノ政狀ニ照シ誠ニ皇國將來ノ爲痛恨ニ堪ヘス  
之等鐵製品ノ輸入防止ニ資スル事業ハ金ノ輸出解禁ヲ斷行セラルル上ニ於テモ喫緊ノ急務ナリト信ス  
希クハ舉國一致ノ見地ヨリ既定ノ計劃ヲ取り一日モ速ニ起工シ之カ完全ヲ期スル様特別ノ御賢察ト御配慮トヲ給ハラムコトヲ右當所評議員會ノ決議ヲ以テ懇請ス

録  
加藤



寫送先

亞細亞 歐米 通商 條約 情報 文化 人事 會計

大臣 次官

電信課長

612.65-11

昭和4 一〇九二五 平

安東 七月十九日後着

通

幣原外務大臣

安東商工會議所

(同文十通ノ内)

昭和製鋼所ハ國防、經濟、運輸其ノ他何レノ點ヨリ見ルモ新義州

附近ニ設置セララルヲ以テ妥當ナリト信シ切ニ夫レカ實現ヲ期待ス

右達成ニ付閣下ノ深甚ナル御配意ヲ賜ラムコトヲ役員會ノ決議ニ依リ電請ス

昭和製鋼所ノ設置所

外務省



電信寫

(分類E4.a.0.75)

昭和4 一〇九二五 平

安東 十九日後發  
本省 七月十九日後着

通

幣原外務大臣

安東商工會議所

(同文十通ノ内)

昭和製鋼所ハ國防、經濟、運輸其ノ他何レノ點ヨリ見ルモ新華州  
附近ニ設置セラルルヲ以テ妥當ナリト信シ切ニ夫レカ實現ヲ期待  
ス  
右達成ニ付閣下ノ深甚ナル御配意ヲ賜ラムコトヲ役員會ノ決議ニ  
依リ電請ス

136

電信課長

大臣

次官

亞細亞



歐米

通商

條約

情報

人文

人文

文書

會計

寫送先

(分類E4.0.0.J5)

昭和4 一一七九七 平

鞍山 本省

七月卅一日後發  
八月一日前着

亞

幣原外務大臣

鞍山市民大會

滿蒙開發ニ對スル帝國ノ根本國策ニ則リ製鋼所ヲ鞍山ニ設置セラ  
レムコトヲ要望ス右決議ス

明書製鋼所ノ設置

外務省

電信寫

分類E4.2.0.75)

昭和4 一一七九七 平

鞍山 本省

七月卅一日發  
八月一日前着

亞

幣原外務大臣

鞍山市民大會

滿蒙開發ニ對スル帝國ノ根本國策ニ則リ製鋼所ヲ鞍山ニ設置セラ  
レムコトヲ要望ス右決議ス

証  
録  
池

竹  
敏

久保

印

電信寫

(分額E.K.A.O.f.5)

昭和4 一一七九七 平

鞍山 本省

七月卅一日後發  
八月一日前着

亞

幣原外務大臣

鞍山市民大會

滿蒙開發ニ對スル帝國ノ根本國策ニ則リ製鋼所ヲ鞍山ニ設置セラ  
レムコトヲ要望ス右決議ス

漢  
録

134

電信課長

大臣

次官

亞細亞 歐米 通商 條約 情報 文化 人事 文書 會計

寫送先

(分類E4.9.0.J5)

昭和4 一一八九一 平

撫順 二日後發  
本省 八月二日後着

亞

幣原外務大臣

撫順實業協會長山上 キチゾウ

昭和製鋼所ノ位置ニ付テハ政府ハ目下御考量中ノ由ナルカ鞍山カ右  
事業經營上幾多有利ナル條件ヲ具備セルニモ拘ラス今之ヲ滿洲以外  
ニ設置スルカ如キハ帝國ノ滿蒙ニ於ケル權益擁護ノ上ニモ一大暗影  
ヲ投スルノ悞アルニ付此ノ際是非鞍山ニ設置スル様御詮議アラムコ  
トヲ望ム  
謹テ深厚ナル御配慮ヲ請フ

外務省

昭和製鋼所  
鞍山  
八月二日發着

E-2114

0015

電信寫

(分類E4.A.0.75)

昭和4 一一八九一 平

撫順 本省 八月二日後着

亞

幣原外務大臣

撫順實業協會長山上

キチゾウ

昭和製鋼所ノ位置ニ付テハ政府ハ目下御考量中ノ由ナルカ鞍山カ右  
事業經營上幾多有利ナル條件ヲ具備セルニモ拘ラス今之ヲ滿洲以外  
ニ設置スルカ如キハ帝國ノ滿蒙ニ於ケル權益擁護ノ上ニモ一大暗影  
ヲ投スルノ虞アルニ付此ノ際是非鞍山ニ設置スル様御詮議アラムコ  
トヲ望ム

謹テ深厚ナル御配慮ヲ請フ

記録  
満鉄



5-11

昭和四年八月廿八日接受

要綱要目

第一課乙

昭和四年八月廿八日接受

附屬書添附

至誠敬肅 炎暑の砌愈々御清適に被爲巨國家の重きに任し給ひ遠大なる御經綸に當らせ給はる段吾等帝國臣民として在滿同胞として衷心慶祝に奉存候何卒一層御自愛御加餐被遊刻下帝國に取りての三大國難を御拓き給らん事を乍恐縮念願する次第に御座候

扱て昭和製鋼所問題は滿洲に對する帝國の御方針の如何を明示するに足る重大問題と存じ帝國の滿洲に對する根本高義に照し默視すべからざるものと信じ先きに陳情委員として御懇願申上げ置き候が茲に重ねて吾等の至情披瀝旁々誠に非禮を顧みず別冊聲明書を玉案下に捧呈し閣下の御裁量を仰ぎ滿洲をして更に光輝あらしめ帝國が滿洲を保有する根本高義に副はしめ給らん事を只管御懇願申上ぐる次第に御座候度々閣下の御尊嚴を冒瀆し恐縮千萬の次第に奉存候

恐惶謹言

昭和四年八月二十一日

滿洲鞍山實業協會

會長 加藤政人

鞍山經濟研究會

會長 木下梅之助

外務大臣  
幣原喜望郎閣下

E-2114

0018

(金額 54,207.5)

昭和四年八月十一日 (以印刷代勝寫)

製鋼所建設請願に関する聲明書

鞍山經濟研究会  
鞍山實業協會

製鋼所建設請願に関する聲明書  
本邦製鋼学会図書部

E-2114

0019



目次

序	一
第一章 鞍山の位置	一
第二章 鞍山の歴史	一
第三章 鞍山の産業	一
第四章 鞍山の交通	一
第五章 鞍山の教育	一
第六章 鞍山の文化	一
第七章 鞍山の政治	一
第八章 鞍山の経済	一
第九章 鞍山の社会	一
第十章 鞍山の未来	一
終章 鞍山の発展	一

昭和四年八月十一日

鞍山經濟研究會  
鞍山實業協會

製鋼所建設請願運動に関する聲明書

◎運動の目的

鞍山市民は擧つて満鐵の計劃に成る製鋼工場や鑛石の原産地にして現に製鐵所の存在する鞍山に設置せられん事を切望し其達成を期するものなり。

◎吾人の主張



◎吾人の主張

滿蒙は其面積の廣大にして資源の豊富なる點に於て吾が帝國の人口、食料乃至工業原料問題等に對し甚大の關係を有する地なる事は論を俟たず之れを開發して日支兩國の共榮を計る事は實に吾が帝國の一貫せる國策なりとす、而して其開發の責に任ずるものは實に特殊使命を帯べる滿鐵會社に外ならざるものなり。然り然れども存は單に現實に即しての打算論に過ぎず其結果動もすれば本を忘れて本を走り只だ經濟眼のみによりて滿蒙の實利のみを云々せんとする風を馴致せるは甚だ慮外至極にして帝國の滿蒙に對する國是を使命とせば更に高遠なる點に在りて存する事を定記せざるべからず。

願れば明治三十七、八年長くも 明治聖帝陛下は「四つの海皆はらからと思ふ世に」の大悲涙を拂ひ給ひ人類最高の正義に基き三億の國帑を費し千萬の忠良滿蒙の野に屍を曝し上下肝膽を碎き國を賭して兇露を征し給ひし事只だ永久東洋平和を維持せんが爲めの高き尊き御勅慮を拜承す苟も滿蒙に關する限り吾人臣子の子々孫々肝に銘すべき點實に茲に在り。從而吾が帝國が關東州並に滿鐵附屬地を統治する所以のものは 全く東洋の平和を確保せんが爲めの高義に立脚 するものなる故支那と雖も之れに一指を染むる事能はざるは義理明白なる所豈に漫然たる論議を許容さるべけんや。即ち關東軍は此平和保障の爲めに駐屯し關東廳及び滿鐵會社は平和を導き日支共存共榮の爲めに施設し乃至

開發の業に任ずるもの吾等同胞亦此高義を翼賛し使命に奉仕し頼つて以て日支共榮の花を咲かしめ東洋平和の實を結ばせんとするもの豈に他義あらんや。

然るに「鞍山は支那であつて帝國の領土ではない」と放言し吾が統治權下に在る關東州、滿鐵附屬地をも不安なりとして製鋼所を朝鮮某地に建設せんとする山本滿鐵總裁の立論は正しく國威をも蔑如し滿洲を保有する帝國の根本高義を没却し滿鐵會社の使命に背き將た又帝國々民の滿洲に對する觀念を蹂躪せんとするもの斷じて黙視すべきものに非ざるなり。

如上の信念見解の上に立つ吾人鞍山市民は一應恩義ある山本總裁に對し大義親を減する場面として其立論の是正を促し 單に算盤玉のみを以て此高義を没却せざらん事を望むと同時に滿鐵が投資する限り製鋼所は滿洲に建設すべきものなりと斷じ之を政府要路に陳情請願したる次第なり。

尙吾人が滿洲内の適地として鞍山を選ぶ所以のものは鞍山が鉄鋼百萬噸人口拾五萬の豫定の下に計劃され新開され工場用地百五拾萬坪、水源地其他四拾五萬坪、市街地參百六拾萬坪の廣大なる附屬地を擁し湧水池、貯水池亦之れに副ふて設備し有り製鐵所は鉄鐵貳拾萬噸より近く貳拾八萬噸の生産をなす設備を有し勞々有無相補ふ點も尠からず製鋼所建設の曉採算亦決して不利ならず國策上、經營上有利有益なりと信ずるが故にして理なくして區々一地方の利害に執着するものには非ざるなり。

要は滿鐵をして其使命に鑑み滿洲内の適地に於て起業し益々日支共榮の歩を進め平和の光を普からしめん事を切望し徳薄するに外ならず有識の士幸ひにして吾人の心事を諒とせられ東洋平和の保障地たる吾が滿洲の



發展の爲め御賛助給はらん事を庶幾ふ。

### ◎ 山本總裁の滿蒙觀に矛盾あり

山本滿鐵總裁の滿蒙觀並に滿鐵の使命遂行上今回の製鋼所問題に關しては其立論御都合主義に墮して一大矛盾あり吾人が起つて朝野に叫ぶは全く此矛盾是正の爲めに外ならず、山本總裁は之を六月一日會見の吾が鞍山委員に明言したるものなるが更に正確を期する爲め茲には七月二十六滿鐵社報第六六八九號所載の總裁退任挨拶の記録に就而検討せん。(對照上の便宜の爲め甲、乙、丙等の見出しを付しておきます)

(甲) 山本總裁の滿蒙に對する經濟價值觀と滿鐵の使命觀としては社報第四頁

翻ツテ **我が滿蒙**ヲ見マスルニ地域廣大ニシテ其可耕面積ハ我が國耕地面積ノ約四倍ニ當リ將來ニ於ケル農産、林産、畜産等ノ豐ナルコト(中略)鐵、石炭、其他貴重ナル礦産物ノ埋藏モ殆ンド其種類ト量トヲ知ラズト謂ハレテ居リマス。

而モ此豐富ナル生産資料ハ極メテ廉價ニ利用スルコトガ出來マスノデ之ヲ開發シテ我が國ノ工業ニ對シ原料ヲ供給スルト共ニ之ニ加工シテ我が國國家經濟ニ貢獻スルコトハ **實ニ我が滿鐵會社ノ重大責務**デアルト信ズルノデアリマス。

(乙) 同滿蒙開發の意義と滿鐵の使命觀としては社報第五頁

諸君更ニ滿鐵會社ハ我が國策遂行ノ使命ト共ニ **滿蒙夫レ自身ノ利益ト幸福トノ爲メニ之レヲ開發スルノ使命ヲ有スルコトハ明カデアリマス。**

(丙) 滿鐵の使命遂行上の指針覺悟としては社報第六頁

諸君ニ希望シタキ一事ハ我が滿鐵會社ノ國家的使命ト國際的地位トニ就而諸君ガ一層自覺留意サレテ我が社ノ滿蒙ニ於テ有スル特殊使命ヲ完フスベク努力セラレンコトデアリマス(中略)吾々ハ帝國ノ爲メ世界平和ノ爲メ進んで此地ノ治安維持ノ責ニ任セネバナリマセン、國民的統一ト利權回收ニ執中スルノ餘リ兎モスレバ排外的トナレル中國々民並ニ東三省官民ノ(中略)其分ヲ知ラザル驕傲ノ態度ニ對シテハ深ク之ヲ警メ **我が權益ノ守ルヘキハ固ク之ヲ護ツテ**(中略)列國トノ協同ニ依而露支兩國ヲ抜ケツ、滿蒙、シベリヤノ豐富ナル資源ヲ開發スルコトハ我が國ノ永久重要政策デアルコトハ論ヲ俟タヌノデアリマス。

(丁) 總裁の意氣としては社報第五頁

諸君要スルニ根據ナキ消極論ヤ悲觀說ヤ **退嬰主義**ハ捨テネバナリマセヌ、而シテ我が國情ハ外ニモ内ニモ飽迄積極方針ヲ貫ク覺悟ガ必要デアリマス。

以上山本總裁の滿蒙に對する經濟價值觀や滿蒙開發の意義及び滿鐵の使命並に其遂行上の覺悟等に關する堂々たる抱懷明晰なる指導に對しては獨り滿鐵社員のみならず吾等在滿同胞の均しく敬服し永く銘記すべき大指針たるものなり、宜なり總裁御在任ニケ年間我滿洲は山本總裁に依りて生氣を發したと言ふも敢て過言ではないのである。

然り而して製鋼所が此の抱懷と覺悟の下に鞍山建設と決したのは昨年の秋であつた、然るに突如として以上の大抱負、大活眼、大論理を自ら破壊して去らんとするのは何ぞや **可惜山本總裁は唯經濟化實務化にのみ聰明にして滿洲に對する帝國の根本高義を失念して居た**

累然此巨大の論理に大矛盾を來し滿鐵の使命遂行上一大錯誤を生ぜしめた、見よ何たる失態ぞや。

(A) 滿洲に於ける吾が帝國の統治權を蔑如する山本總裁の失言。社報第四頁。

此場合横道デハアリマスガ言説明ヲ致シテ置キタイ事ハ我々ノ計劃中鞍山ニ於ケル銑鋼一貫事業ヲ切離シテ新義州方面ニ新ラシキ計劃ヲ建テテ趣旨ヲ明ニシテ置キタイノデアリマス、即チ鞍山ハ言フ迄

モナク支那デアツテ帝國ノ領土デハナイノデアリマス、從而一朝有事ノ際鐵ハ

當然戰時禁制品トシテ我カ國ヘノ輸送不可能トナルノ惧レアルコト。(後略)

嗚呼何たる言辭ぞや、支那の領土である事は獨り「鞍山」に止まらず滿蒙全體支那の領土であります。然し山

本總裁は「關東州と滿鐵附屬地が日本帝國の權益だ」と喝破して居らる、(吾人は權益の文字を

喜ばないが此處ではそのまゝ利用する)から支那の領土ながら此「權益」が支那に對し列國に對し法の上に

條約の上に將た又事實の上に如何なる「權能」を發揮するかは千萬御承知の筈である、國際法上租借地、

附屬地の意義に就ては辯を要しない、之れを事實の上に徴するに最近東支線問題に關し露支紛糾に際し長春

に於ける吉林軍の武装解除は滿鐵附屬地の「權能」に依つて之れを行つた。

過般張宗昌及び其部下將卒が山東から逃れて來た時旅大は上陸禁止を斷行した、尙去ぬる郭松齡張作

霖事件當時「附屬地の我が權益」は附屬地外に陣取つて如何なる「權能」を發揮したか實に現著なる威

力ではないか、一夜の夢に依つて新義州に「退嬰」した總裁は製鋼所問題に就ては「權益」から生ずる帝國

の「威力權能」を忘失し全くの夢遊病者化したとしか思はれない、總裁の此の言は餘り御都合主義に乗

り過ぎて帝國の威信を蔑如する重大なる錯覺を敢て惹いて支那をして乗せしむ

るの端を發せしめ在滿同胞に非常なる不安を抱しむる結果を惹起するものであつて實に

容易ならざる失言である、之れ即ち帝國の滿洲に對する根本高義を失念したる證左にし

て其結果は

(B) 滿蒙を呪ふ不祥なる憶測。社報第六頁

今や中國ハ國民革命進行ノ途上ニアリ「ソベツト、ロシヤ」ノ國情亦全ク安定シタトハ言フコトガ出來マセ

ン此ノ不安ナル兩國ノ間ニ介在スル滿蒙ノ地ハ恰モ大戦前ノ「バルカン」半島ノ如クニ國際平和ニ對スル脅

威ノ中心地帯ヲ作スト言フモ過言デハナイノデアリマス。

落武者薄の穂に怖づと言ふが斯かる憶測の下に徒らに恐怖に驅られ何時しか帝國の國威を忘れ御稜威に

依つて常に日本晴れてある關東州及び滿鐵附屬地の存在をも失念するに至り遂には

(C) 支那に對する恐怖病。社報第六頁

今や國民的統一ト利權回收ニ熱中スルノ餘リ兎モスレバ排外的トナル中國々民並ニ東三省官民ノ言動

に恐れを感じて滿蒙に於ける滿鐵の國家的使命を拋棄し其所謂「權益」の中に存する「附屬地内の鞍山」

から朝鮮に「退嬰」すると言ふ觀念上の筋道が生れたとすれば吾人は前掲甲、乙、丙、丁各場面に於ける山

本總裁の堂々たる所懐と對照し甚だ遺憾に耐えない次第である、山本總裁は(甲)に於ては「我が滿蒙」と

喝破し(丙)に於ては「我が權益の守るべきは固く之れを護つて」と誓つて居る、然るに獨り製鋼

所問題に於てのみ(A)「鞍山は言ふまでもなく支那であつて」根底的に「不安」であるから「退嬰」して新義州に建設すると言ふに至つては甲、乙、丙、丁の堂々たる説述はA、B、Cの前に於ては畢竟虚犬の遠吠えに過ぎぬのか本を忘れて末に走る者の論理の錯誤は常に斯くの如く支離滅裂である、従て「戦時禁品」云々まで持ち出して自から縊るに至るのは當然の歸結と言はざるを得ない。

戦時禁制品關係法規を一瞥するに倫敦宣言第二十二條の絶対的戦時禁制品中には「甲鐵板」と明記して居て「鐵」と總括的に規定して居ない、又第二十四條の條件附戦時禁制品の品目を見ても「刺ある鐵線」「蹄鐵及び蹄鐵材料」とあつて僅に鋼が此項の材料と看做され得るに過ぎない、武器彈丸等は明に武器であり又は其の部分品として製作されたる物に限つて居るから其の爲め直ちに鐵又は鋼を其儘禁制品とせしめて居ないのである、(A)に掲げた「一朝有事ノ際鐵ハ當然戦時禁制品トシテ」の總裁の言は之れ亦出鱈目に過ぎない却つて鐵鋼以外滿洲に生息する馬匹又は皮革類及び工産品中油、織物、其他に於て滿蒙には多くの條件附戦時禁制品の存在するものがあるが戦時に於て滿洲よりの移出が果して不可能であるや否や。凡そ戦時禁制品の適用を受ける場所及び其輸送方法等に就而聊かの智識を持つて居る者は總裁の此出鱈目に對して阿然たらざるをえないであらふ、昨春秋鞍山製鋼所建設を確立し銑鐵四十六萬噸、シートバ  
一十萬噸、大型棒鋼五萬噸、小型棒鋼三萬噸鋼板二萬噸、の生産案を決し伍堂中將一行を獨逸に派して其所要機械を購入せしめた山本總裁が伍堂囑託一行が歸路に就いた本年五月に入つて初めて「鐵が戦時禁制品」であることを知つたと云ふに至つては餘りに世間を馬鹿にした話である。

元々戦時禁制品の適用は海上に於ける問題で其滿洲たると新義州たるとは問題でないのである況んや嚴とし

て「帝國統治權の行使されて居る吾が關東州並びに滿鐵沿線」内に於て斯かる恐支病者の迷言は許さるべきものでない事實は大正三年世界大戰勃發當時の狀況が雄辯に之れを示して居る、從而吾人は山本總裁の心事を晒すると共に滿蒙放棄論を導き出す如き不謹慎なる我田引水の御都合主義の巧辯に對し憤慨を禁ずる能はざるものである。茲を以て吾人は其是正の爲め冷く朝野に訴へ輿論喚起を叫ぶ次第であります。

### ◎關 稅 問 題

總裁は鞍山代表委員にも關稅に關する數字を明示しないし其他の場合にも明示して居ない、昭和製鋼所が如何なる製品を作るのか、判明しないから關稅率に適用して見ること出来ないが鞍山製鋼所として目論見せられた基礎案によると「シートバ」に對し支那關稅は輸出税一噸に付金三圓二十六錢八厘、日本稅關は輸入税一噸に付金八圓三十三錢五厘を徵することになつて居る、若し此割合だとすると日本稅關の方が三倍近く高いものであるから松岡副總裁が與太式に放言した支那の輸出税のみが五百萬圓と云ふことは首肯されない總裁は何と云つて居られる(乙)に於て「滿蒙夫れ自身の利益と幸福の爲めに」と宣明し(丙)に於て露支兩國を援けつゝ滿蒙「シベリヤ」の豊富なる資源を開發することは「我が國の永久重要政策である」と云つて居る善ひ哉言や、然るに製鋼所に關する關稅に就ては(A)に於て「支那に支拂ふ輸出税は製品と原料との間に著しき懸隔があつて頗る不利益なり」と云つて居らるゝことは算盤第一主義の山本總裁としては當然の勘定であり又御尤もであるが「何時にても變更せらるゝ不安あり」と云ふに至つては帝



國の無策を表明するものであつて萬事此見解によつて滿蒙に望むとせば總裁の所謂滿鐵は露支兩國を援けて蒙古シベリア迄鐵道も借款に應じて敷設してやり富源も開拓し苟も「退嬰」せず「飽迄積極ニ進ミ」  
 「滿蒙夫れ自身ノ利益ト幸福ノ爲メニ」と言明したことは全くの空語に終り結果は滿蒙を放棄し「退嬰」して朝鮮に立籠れと云ふ結論に到達する、斯くの如くんば總裁の心事は天下後世の一大謎題として残されるに至るものではあるまいか。

◎鞍山製鋼所基礎案

吾人は昭和製鋼所の豫算に就ては未だ十分なる調査を遂げて居ない、然し昭和製鋼所は生品に於て幾分精製品を作るであらうが結局昨春秋確定した鞍山製鋼所基礎案を引延したものに過ぎない、依而類推参考材料として又製鐵所員十年間の苦心研究の結晶であり昭和製鋼所を生み出さんとする此鞍山製鋼所基礎案に就て營業上秘密に屬する數字は之れを差控へ總括的數字を列べて本問題の參考基準とせん。

鞍山製鋼所基礎案

- 一、銑鋼生産豫定量と其投資額
  - 1. 現在銑鐵生産高 二十萬 此投資額金二千三百二十四萬八千圓
  - 2. 増産計畫銑鐵生産高 二十六萬 此投資豫算額金二千九百九十九萬五千圓
  - 3. 新規計畫鋼製品生産高 三十萬 此投資豫算額金三千萬圓
- 二、鋼製品種目と產數
- 三、關稅率に關する一應に對し左の如し

- 2. 太鐵四型六萬極品 一五、五萬圓
- 3. (水) 鐵型 一三、一萬圓
- 4. (鋼) 鋼水 四、五萬圓
- 1. 聯合製鐵二十萬圓
- 一、輸 出 稅(支那) 金三圓三十六錢八厘
- 2. 輸 入 稅(日本) 金八圓三十三錢五厘
- 三、運賃一應に對し左の如し
  - 1. 大連經由阪神陸揚迄の運賃諸掛 金七圓五十四錢六厘
  - 2. 營口經由阪神陸揚迄の運賃諸掛 金六圓六錢
  - 3. 右により内地輸出は大連經由二割、營口經由八割と豫定しあり、平均運賃金六圓三十八錢九厘と建てある。

- 五、鐵四益六勘、鋼製品二十萬圓の合計に對し左の通り利益の利廻りが計上されて居る。
    - 1. 年利九歩二厘乃至一割二歩二厘
- 備考、右は一切の生産費、營業費の外固定資本の償却、現資本に對しては三十七年、新資本に對しては



二十五ヶ年償却) 運轉資金の利子(年六分)及び滿鐵本社へ對する總體費負擔等一切の支出を控除したる純利益の利廻である、而して政府獎勵金額は右純利益額の約六分の一に該當して居るものである。

六、所要原料 銑鐵四十六萬噸鋼製品二十噸及び副産物一切の生産に要する諸原料は左の如し。

- 一、石 灰 石 四十六萬噸
- 一、原 礦 石 一百四十萬噸(燒結鐵の原料)
- 一、石 炭 七十七萬一千四百十噸(骸炭の原料)
- 一、骸 炭 四十七萬噸(雜用十萬噸を含む)
- 一、電 力 一億三千五百四十九萬キロワット
- 一、蒸 氣 十六億九千六百三十八萬噸
- 一、新水供給量 一千三百三十九萬八千立方突
- 一、還水供給量 二千五百六十七萬三千立方突

- 七、給水量と現在の設備
- 1. 現在銑鐵二十萬噸に對する一ヶ年使用量は
    - (イ) 新水供給量 四百五十六萬立方突
    - (ロ) 還水供給量 一千一百九十四萬立方突
  - 2. 銑鐵四十六萬噸計劃に對する一ヶ年使用量は(比率二・三)

(イ) 新水供給量 九百七十八萬五千立方突(二・一強)

(ロ) 還水供給量 二千五百六十七萬三千立方突(二・一強)

3. 鋼製品二十萬噸に對する一ヶ年使用量は

(イ) 新水供給量 一百六十七萬三千立方突

(ロ) 還水供給量 四百六十七萬三千立方突

右によつて之れを見るに銑鐵製造に要する水量は増産歩合に比して使用水量の歩合は低減し鋼生産に要する水量は銑鐵生産に要する水量の十分の一以下にて足りるものである。

※ 今現在鞍山製鐵所用の湧水池、貯水池の設備を一瞥するに

(イ) 首山湧水池 三ヶ所 此有効容積二十萬立方突

(ロ) 千山川貯水池 二ヶ所 此有効容積八萬六千立方突

若し池の湧水量が使用量に追隨するものとせば右五ヶ所の一ヶ年湧水量は一億四百三十九萬立方突にして製鐵所擴張後の新水所要量の九倍餘の水量となり若し又湧水量が使用量の半分量しか湧水せずとしても尚使用量の五倍近くの水量を有し得る譯である、元々百萬噸計劃の下に設計せられたる水源池である故新義州論者の云ふ如き「鞍山は水が不足した」などとは正當の議論でないと思はれる。

◎ 滿鐵の使命と鮮人勞働問題

山本總裁は新義州に製鐵所を建設することによつて鮮人勞働問題の一部を解決する旨を鞍山委員に言明され



たが之も首肯し難い、第一満鐵會社が滿蒙を離れて朝鮮に退嬰し朝鮮に事業を起して鮮人労働問題を解決せしめばならぬ責務があるや否や、山本總裁は滿蒙開發の責務があることを高調しては居るが未だ曾つて朝鮮開發の責務を説いたことはない、滿鐵が直接朝鮮開發に當る使命なきことは自明の理なる故製鋼所問題に就てのみ斯かる牽強附會の言をなすことは明かに爲めにせんが爲めてあつて他に理由はなく、然し鮮人労働問題解決の補助として將た又一朝有事の際に於ける操業上の用意から見て吾人は滿洲に事業を起し内鮮人を呼び入れ之れに従事せしむる事が理に叶ふ事であると斷する、即ち内鮮人を滿洲に呼び寄せることは夫れ丈け内地及び朝鮮の人口を緩和し残留内鮮人をして内鮮に於ける就職の機會を多からしむる所以である、故に山本總裁の鮮人労働問題の補助とすると云ふことが果して眞意ならば製鋼所は當然之れを滿洲に建設し之れに内鮮人を従事せしむべきであつて此件は先年來地方委員聯合會に於ても常に提唱されて居る件である、詮じ來れば此點に於ても明かに論理の矛盾を示して居る。

◎滿鐵は滿蒙以外の地に在る會社に投資可能なりや

滿鐵會社自體の發展の爲め滿蒙以外の地に連絡又は販賣上の機關乃至土地或は工場等を設置することは許されることであるが他の獨立會社に投資することが正當として認めらるべきものなりや否や、此點に就ても異論が在る様に耳にす、往年國際運輸株式會社創立に當り内鮮滿通じての一大會社を作らんとした時政府は之れを認めなかつたと云ふ話もある、話は別だが數年來地方委員聯合會毎年の如く議題として滿鐵より政府への配當金を上納せず其儘滿蒙開發の資に使用すべしと要請して居る、然るに昭和製鋼所に對しては一億圓と云ふ巨資を朝鮮開發の爲めに投ずると云ふ事は滿蒙に對して負ふ滿鐵の使命に照して果して當然の事に屬するせんや。

◎結論

以上の如く吾人は高處大處よりの見地を第一義とし採算は之れに順應せしむる事として山本總裁の滿蒙觀を製鋼所に關する限り御都合主義の巧辯と斷じ之れが是正を促し鞍山製鋼所の還元を政府に陳情請願する次第なり。以上

1. 鞍山の製鋼所

鞍山製鋼所の建設は滿鐵の經營方針の重要な一環として、その目的は、滿鐵の經營を擴大し、その利益を確保し、その發展を促進することにある。鞍山製鋼所の建設は、滿鐵の經營を擴大し、その利益を確保し、その發展を促進することにある。鞍山製鋼所の建設は、滿鐵の經營を擴大し、その利益を確保し、その發展を促進することにある。



附 運動の動機及び經過概要

一、鞍山製鋼所建設案確立

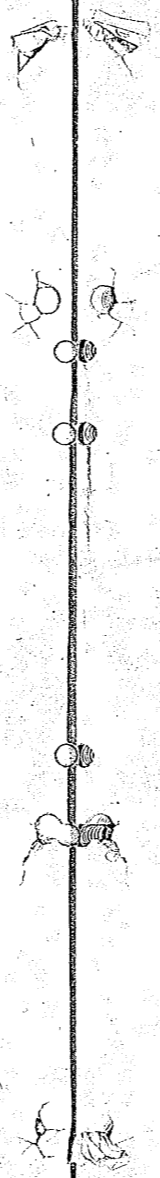
山本總裁によりて鞍山製鋼所建設案確定し公表的に世間に傳唱せられたるは昨年十月なりき、而して地方事務所は社宅の増改築其他の準備に製鐵所は増員を始め四年九月迄に萬端の準備を了る豫定の下に俄かに活氣を呈し製鋼界の權威者伍堂滿鐵囑託一行は全市民の歡呼に送られて機械購入の用務を帯びて獨逸へ向ひたり。

二、幻の如き風聞

伍堂囑託一行は出發の際と同様全市民歡迎の中に五月十三日無事歸任せられ市民有志は一行中の製造課長を請じて祝盃を擧げたものとす。然るに幾許もなく幻の如き風聞傳はり忽然として新義州説を耳にするに至れり、依而實業協會長其他五月三十一日製鐵所に千秋所長を訪ひ其眞偽を訊したるが要領を得ず。

三、代表委員との會見

六月二日鞍山代表委員五名は本社に山本總裁を訪ひ風聞の眞偽を確めたるに總裁は其の眞なる事を明言され總裁の所謂(一)鐵國策、(二)關稅關係、(三)鮮人勞働問題等に互り所懐を説述され新義州を選定さるゝに至りし動機に就而は一夜忽然として鴨綠江對岸の新義州に日本帝國が有る事を知つたが之れ全く神の御告であ



ると感じて獨り狂喜した云々。鞍山代表委員は初めて風聞の眞なる事を確め得たるが素より突嗟の轉換であり數字的には之れを反駁する用意を有せず只だ滿蒙を含む大日本觀から滿鐵の特殊使命に基き總裁に尙一段の考慮を求め置き總裁の所謂鐵國策上滿洲を不可とする理由等に付き幾多疑念を残して歸鞍したり。

四、不滿の空氣と疑念

掌中の珠を失ひたる感じに呆然たる鞍山市民は一時總裁の鐵國策論に烟に卷かれたる状態なりしが漸次不滿の空氣を生じ幾多の疑念を起し種々論議を見るに至り進んで調査研究を始むべしとの議纏り其組織方法等に付き數日に亘り各方面の意見を徴したる結果有志一堂に會して意見の交換を行ひ茲に鞍山經濟研究會を組織する事に決し準備係として(一)起草係、(二)調査係、(三)庶務係、(四)交渉係を設け夫々委員を依囑したるものとす。

五、鞍山經濟研究會成る

會則 要規

第二條 本會ハ鞍山ニ在住スル日本人世帯主ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ鞍山ノ經濟的振興ヲ策スル爲メ各般ノ經濟事項ニ付テ調査研究ヲ爲スヲ以テ目的トス



第四條 本會ハ鞍山ニ存在スル經濟關係ノ各團體ヲ後援シ本會ノ調査研究ニ依ル資料ヲ提供スルモノトス

諸般の準備成りたるを以て七月十六日創立總會を開き會長以下役員を選任し會の方針を議定し先づ製鋼所問題調査研究する事としたるが本件は四國の推移急を要する状態にあり準備調査班の報告に基き調査研究と伴ひ不取敢政府要路に請願電報並びに陳情書を提出の件を實業協會に委嘱せり。

### 六、請願電文と陳情書

鞍山實業協會は全鞍山の邦人を網羅する鞍山經濟研究會の委嘱後援に依り七月十七日左の請願電報を更に二十二日陳情書を濱口總理大臣初め關係要路へ提出せり。

#### 陳情電文

滿鐵ガ計畫中ニ係カル製鋼所創立ニツキテハ目下閣議ニ於テ御審議中ト聞ク、本事業ハ滿鐵頭初ノ聲明ニ依リ當鞍山ニ建設サル、モノト期待シ六千市民ハ過去十年間幾多ノ困難ト闘ヒ隱忍自重シ今日ニ及ビタルモノニシテ本事業ノ實現如何ハ直ニ鞍山ノ死活ニ影響スルノミナラズ延テハ全滿ノ經濟界ニ影響スルコト重大ナルヲ以テ特別ノ御詮議ニ依リ當鞍山ニ建設サレシコトヲ希フ。

南滿洲鞍山實業協會

#### 陳情書

謹啓 内外時局多端の際上 聖旨を奉じ下萬民の輿望を負ひ御組閣以來日夜國務に御盡碎只管百般の更始一新に御邁進賜る段國民の等しく慶祝且つ御期待申上ぐる所に御座候仰ぎ願くば閣下の巨腕大策に依りて

一日も早く國家を泰山の安きに置かれん事を翹望する次第に御座候御組閣に當り廣く天下に御宣示相成候國を擧げての緊縮方針は寔に目下の國情上緊切止むなき基礎的の方策として何人も異論なき所と奉存候就而は曩きに山本滿鐵總裁に依りて立案せられたる鞍山製鐵所に於ける銑鋼一貫作業としての製鋼工場建設は其規模の大小は別として帝國百年の鐵國策上一日も早く實現する事の必要なるは嗚々を要せざる所に之從而其建設は緊縮の御方針中に於ても當然進捗を見る事と信じて疑はざる所に御座候御承知の通り鞍山は銑鋼百萬噸計劃の下に新開され百五十萬坪の工場用地を初め沿線中最廣大なる附屬地を有し市區計劃之れに伴ひ現に安大なる従事員社宅の如きも空屋の儘存在せり斯かる幾多好條件を採算の上製鋼所は鞍山に附設する事有利なりとして建設の歩を進められたるものに御座候然るに最近に至り突如として此十年來の豫定地を捨て朝鮮某地に變更せんとの議同一總裁によりて考案されたりと承り申候而して其變更動機の一つとして風聞せらるゝ所は滿洲は不安なりとの事に御座候若し風聞の如く滿洲を不安なりとして退嬰的に朝鮮を選ぶとせば其結果滿蒙に對する國民の氣分の上に及ばず影響果して如何申す迄もなく滿洲は東亞平和の保障地域として我國力を以て飽迄之れを保持し開發すべき使命を有する地たるのみならず帝國の人口食料解決の鍵をも握れる土地と云ふも過言には無之候斯かる因縁と使命を有する滿洲に對し居住、企業の全面に亘り國民をして聊かたりとも不安疑惑を抱かしむるに至らば誠に容易ならざる結果を招徠するなきやを憂ふるものに御座候然し乍ら吾等は確信す必ずや帝國の國是は滿蒙開發に存して萬古不變なりを從而製鋼所建設の如き國民をして滿洲に安住せしむる點よりしても將た又刻下の急務たる緊縮方針より見ても必ずや幾多好條件を具備したる鞍山に建設さるゝ事が國策上有利有益なりと信ずるものに御座候庶幾く

は閣下の御聰明により斯く御斷案賜らば滿洲に對する閣下の御方針も燦として國民に徹し在滿二十萬の同胞は茲に滿蒙を墳墓の地として安定するを得ん吾等斷じて區々一地方の利害にのみ拘泥し此陳情を爲すものには無之製鋼所建設地を變更する事なく鞍山製鐵所に附設せらるゝ事は即ち滿蒙に對する國是の不變を明示し國民をして安堵せしむる所以であり旁々緊縮を要する目下の國情に副ふものなりと確信するが故に敢て閣下の御尊嚴を冒瀆するを省みず茲に謹而滿蒙開發の爲め至誠を披瀝して御清鑑を仰ぐ次第に御座候  
昭和四年七月二十二日  
滿洲鞍山實業協會 會長 加藤 政 一人呈呈  
恐惶敬具

内閣總理大臣 濱 口 雄 幸 閣下

侍 史

備考 左記大臣へ提出したる陳情書は文辭に就而多少加除せり。

内務大臣 安 達 謙 藏 閣下

外務大臣 幣 原 喜 重 郎 閣下

大藏大臣 井 上 準 之 助 閣下

陸軍大臣 宇 垣 一成 閣下

海軍大臣 財 部 彪 閣下

拓務大臣 松 田 源 治 閣下

商工大臣 依 孫 一 閣下

鐵道大臣 江 木 翼 閣下

内閣書記官長 鈴 木 富 士 彌 閣下

同日上記總理大臣宛の陳情書寫を添へ立憲民政黨本部、全滿各地商工會議所、同實業協會、同市民協會等の各機關へ應援方依頼狀を發送せり。

### 七、研究會の確信と實業協會の厥起

研究會は調査研究途中なれども大いに鞍山説を主張すべきものなりとの確信を得たるが偶々上京中の加藤政人、木下梅之助兩氏よりの情報は此の確信を力付けるものあり依而二十七日會議を開き研究會後援の下に實業協會主盟となり徹底的に陳情運動を起すべしとの議を決し之れを實業協會に傳へたり。  
右に依り實業協會は直ちに役員會を開き上京中の加藤、木下兩氏を上京陳情委員に指命し同時に全滿の輿論喚起の爲め遊説員を擧げ五班に分つて大連長春間全線に亘り活躍する事を議決せり。

### 八、市民大會

七月三十一日實業協會司會の下に鞍山實業會堂に於て鞍山市民大會を開き運動經過報告と共に左の決議を爲し直ちに政府要路へ電請せり。

### 決 議 文

滿蒙開發ニ對スル帝國ノ根本國策ニ則リ製鋼所ヲ鞍山ニ設置セラレン事ヲ要望ス。



右決議スル事

鞍山市民大會

九、各地機關の應援

今日迄に政府要路に對し鞍山に製鋼所設置方電話を賜りたる個所左の如し、

大石橋市民協會

公主嶺商工會

鐵嶺商工會

沙河口實業協會

遼陽實業協會

長春地方委員會

撫順實業協會

十、上京委員の活動

上京委員加藤政人、木下梅之助兩氏は已に今日迄濱口總理大臣初め關係各大臣其の他關係有力者に面接し幾

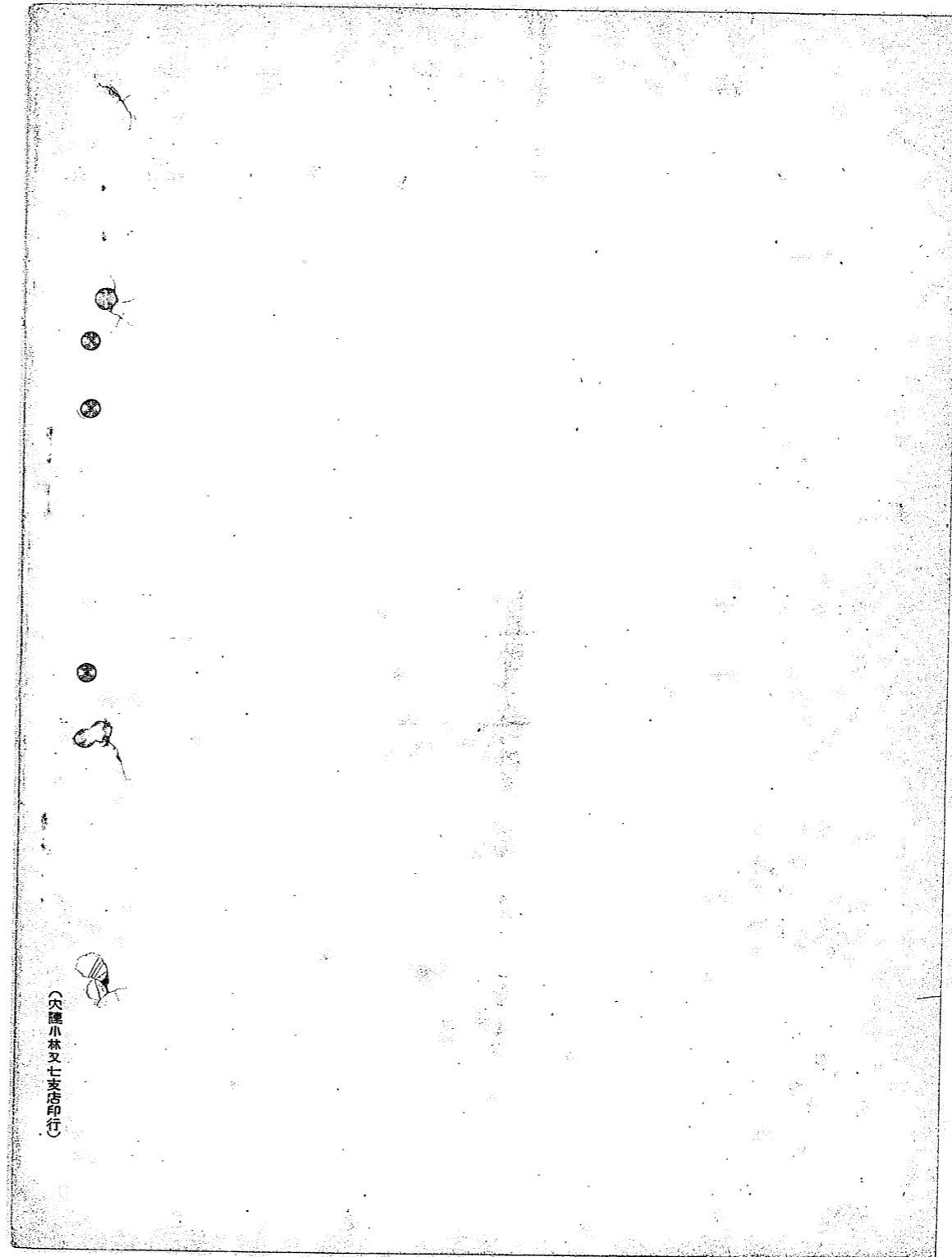
々陳情をなし夫々諒解を得たるが尙引續き活動中なり。

十一、鞍山一致の運動

鞍山今次の陳情運動は徐々に而して順序を踏んで全市民結束の下に起りたるものであつて決して山本總裁の

計畫に反對するものでなく帝國の滿蒙に對する根本高義に照し滿鐵の使命に對し是正を促すものである、且つ大連新聞鞍山支局通信が通信した如き一部のもの、策動に非らざる事は此の運動の後援費を目下集中であるが既に研究會員として進んで醸出金を負擔して居る者既に町側公費負擔者の九割以上に達して居る事實に徴して明かである、實に涙ぐまじき一致の結束に依るものである事を特に附記して置く。以上





E-2114





昭和四年十月

寫

不公表

昭和製鋼所ニ關スル陳情書

*Handwritten mark*

大連商工會議所

*Handwritten mark*

E-2114

0034

大發第八八六號

昭和四年十月三十日

大連商工會議所會頭 村井啓太郎

外務、拓務

各大臣

商工、大藏

宛

關東長官、(滿鐵總裁)

昭和製鋼所ニ關シ陳情ノ件

鞍山ニ於ケル銑鋼一貫作業ハ製品ヲ日本ニ供給スルニ際シ關稅ヲ要スルト  
製鐵獎勵金ノ交附ヲ受クルコト能ハザル關係上昭和製鋼所トシテ朝鮮新義  
州ニ分離設立サル、コトニ決定セシモ内閣更迭後其ノ建設地點ニ就テ更ニ  
研究スルコト、ナリ目下調査中ノ趣仄聞致候想フニ關稅ト製鐵獎勵金トノ  
關係ニ於テ鞍山ニ製鋼所ヲ置クコト能ハズトセバ經濟原則ニ則リ生産原價



有スル關東州ニ設置スルコトハ獨リ製鋼所建設ノ趣旨ニ副フノミナラズ我  
國ガ關東州ヲ租借セル目的ヲモ達成スル所以ニシテ之ガ爲メ滿蒙支那方面  
ニ對シ國力進展上多大ノ效果アルモノト相信ジ候條從來用水ニ懸念サレタ  
ル關東州モ最近調査ノ結果充分ニシテ然モ其ノ配水設備費ガ新義州ニ於ケ  
ル築港費ノ如ク巨大ナラザルコト判明致候今日政府ニ於テハ昭和製鋼所ヲ  
關東州ニ設置スルコトニ就キ深甚ノ御賢慮ヲ相賜リ度切望ニ不堪右及陳情  
候也

四

(分類)

578.11121

逕細臣局

第二課之

陳情書

昭和四年七月卅日 接受



謹啓内外時局多端の際御内閣成立以來日夜國務に御盡碎只管百般の更始一新に御邁進賜る段國民  
の等しく慶祝且つ御期待申上ぐる所に御座候仰ぎ願くば閣下の巨腕大策に依りて一日も早く國家を  
泰山の安きに置かれん事を翹望する次第に御座候御組閣に當り廣く天下に御宣示相成候國を擧げて  
の緊縮方針は寔に目下の國情上緊切止むなき基礎的方策として何人も異論なき所を奉存候

就而は曩きに山本滿鐵總裁に依りて立案せられたる鞍山製鐵所に於ける銑鋼一貫作業としての製鋼  
工場建設は其規模の大小は別として帝國百年の鐵國策上一日も早く實現する事の必要なるは嗚々を  
要せざる所に有之從而其建設は緊縮の御方針中に於ても當然進捗を見る事と信じて疑はざる所に御

座候御承知の通り鞍山は銑鋼百萬噸計劃の下に新開され百五十萬坪の工場用地を初め沿線中最廣大  
なる附屬地を有し市區計劃之れに伴ひ現に宏大なる從事員住宅の如きも空屋の儘存在せり斯かる幾  
多好條件を採算の上製鋼所に鞍山に附設する事有利なりとして建設の歩を進められたるものに御座  
候然るに最近に至り突如として此十年來の豫定地を捨て朝鮮某地に變更せんとの議同一總裁により

て考察されたりと承り申候而して其變更動機の一つとして風聞せらるゝ所は滿洲は不安なりこの事  
に御座候若し風聞の如く滿洲を不安なりとして退嬰的に朝鮮を選ぶとせば其結果滿蒙に對する國民  
の気分の上に及ぼす影響果して如何申す迄もなく滿洲は東亞平和の保障地域として我國力を以て飽  
迄之れを保持し開發すべき使命を有する地たるのみならず帝國の人口食料解決の鍵をも握れる土地

と云ふも過言には無之候斯かる因縁と使命を有する滿洲に對し居住、企業の全般に亘り國民をして  
聊かたりとも不安癡癡を抱かしむるに至らば誠に容易ならざる結果を招來せらるゝ憂ふらるゝもの  
に御座候然し乍ら吾等は確信す必ずや帝國の國是は滿蒙開發に存して萬古不變なりと從而製鋼所建

設の如き國民をして滿洲に安住せしむる点よりしても將た又刻下の急務たる緊縮方策より見ても必  
ずさ幾多好條件を具備したる鞍山に建設さるゝ事が國策上有利有益なりと信ずるものに御座候庶幾  
くは閣下の御聰明により斯く御斷案賜らば滿洲に對する政府の御方針も燦として國民に徹し在滿二  
十萬の同胞は茲に滿蒙を墳墓の地として安定するを得ん吾等斷じて區々一地方の利害にのみ拘泥し



なる附屬地を有し市區言  
候然るに最近に至り突如として此十年來の豫定地を捨て草創某地に變更せんこの議同一總裁に

て考察されたりと承り申候而して其變更動機の一つとして風聞せらるる所は滿洲は不安なりとの事

に御慮候若し風聞の如く滿洲を不安なりとて退嬰的に朝鮮を選ぶとせば其結果滿蒙に對する國民

の氣分の上に及ぼす影響果して如何申す迄もなく滿洲は東亞平和の保障地域として我國力を以て飽

迄之れを保持し開發すべき使命を有する地たるのみならず帝國の人口食料解決の鍵をも握れる土地

と云ふも過言には無之候斯かる因縁之使命を有する滿洲に對し居住、企業の全般に亘り國民をして

聊かたりとも不安雜慮を抱かしむるに至らば誠に容易ならざる結果を招來せしむる憂ふらるるの

に御慮候然し乍ら吾等は確信す必ずや帝國の國是は滿蒙開發に存して萬古不變なりと從而製鋼所建

設の如き國民として滿洲に安住せしむる点よりしても將た又刻下の急務たる緊縮方策より見ても必

ずさ幾多好條件を具備したる鞍山に建設さるる事が國策上有利有益なりと信ずるものに御慮候庶幾

くは閣下の御聰明により斯く御斷案賜らば滿洲に對する政府の御方針も燦として國民に徹し在滿二

十萬の同胞は茲に滿蒙を墳墓の地として安定するを得ん吾等斷じて區々一地方の利害にのみ拘泥し

此陳情を爲すものには無之製鋼所建設を變更する事なくして鞍山製鐵所に附設せらるる事は即ち滿蒙

に對する國是の不變を明示し國民をして安堵せしむる所以であり旁々緊縮を要する目下の國情に副

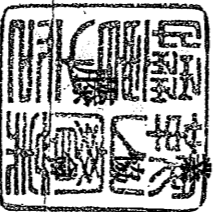
ふものなりと確信するが故に敢て閣下の御尊嚴を冒瀆するを省みず茲に謹而滿蒙開發の爲め至誠を

披瀝して御清鑑を仰ぐ次第に御座候

恐惶敬具

昭和四年七月 日

滿洲鞍山實



會長 加

政

人



# 外務大臣蔵原喜重郎閣下

## 侍史

追而爲御參考別紙鞍山製鐵所の沿革、概要相添申候

# 鞍山製鐵所の沿革と概要

## 一、開設

大正六年五月建設工事に着手し大正八年四月二十九日始めて高炉の火入をなす。

## 二、鑛山

當所使用の鐵鑛は日支合辦鞍山鐵鑛振興無限期公司より供給を受けるものにして其の鐵鑛山は現在の製鐵所を中心として半徑約九哩を以て北東より西南に向ひ畫ける半圓形内に点在し其の埋藏量約三億噸を算す即ち櫻桃園、王家堡子、關門山、大孤山、西鞍山、東鞍山、小嶺子、鐵石山、白家堡子、一担山、及新關門山等是なり。

從來關鑛に係るものは櫻桃園、王家堡子、大孤山、西鞍山、東鞍山の五にして一日の採鑛平均量概ね四百五十噸なり鑛質は大孤山、王家堡子に在りて磁鐵其他に在りては鐵鑛にして含鐵量四十乃至六十「パーセント」の間に在り煤燐劑たる石灰石も亦振興公司より供給を受けるものにして安奉線火連寨驛附近より採掘す一日平均約二百二十噸なり運鑛鐵道は前記開鑛々區と製鐵工場を連絡するものにして延長三十五哩とす。

## 三、石炭及骸炭

熔鑛爐用骸炭の原料は本溪湖炭及撫順炭を配合して使用し一日の使用量約五百噸なり。

## 四、製鐵工場

工場は滿鐵本線鞍山驛と立山驛との中間に位し大連を距る北方三十五軒(百九十三哩)工場構内の面積約五百畝(百五十萬坪)構内外水源池其他百五十軒(四十五萬坪)外に市街經營の爲め約千二百軒(三百六十萬坪)の土地を有す工場設備は第壹期計畫に屬する熔鑛爐二基及之に附隨する諸設備完成せり其大要を擧ぐれば左の如し

### A、骸炭製造設備

- イ、洗炭工場、壹ヶ所、洗炭能力壹時間五十噸
- ロ、貯炭場、壹ヶ所、貯炭能力壹萬貳千噸
- ハ、骸炭爐、著熱室附四基壹基四十塞宛能力各壹日百卅噸
- ニ、副産物工場、二ヶ所、硫安工場、鑛滓工場

### B、銑鐵製造設備

- イ、熔鑛爐、二基内容積五百二十八立方突壹日出銑能力各二百五十噸
- ロ、貯鑛場、石灰石六十噸鑛石壹萬六千噸
- ハ、捲揚機、二基高さ五十七米突(百九十咫)百廿馬力
- ニ、熱風爐、三通式八基高さ六十米突六(二百咫)直徑七米突三(二十四咫)但し四基を以て壹組(内壹基豫備)とし各基交互に使用する。
- ホ、瓦斯清淨機室、壹ヶ所清淨機四基各每分四百五十立方突(壹萬六千立方咫)
- ヘ、送風機室、壹ヶ所「スチームピストンブロー」二基能力各壹分間七百立方突(壓力每平方糎〇、六軒即ち八封度)「スチームターボブロー」壹基能力壹分間八百立方突(壓力每平方糎〇、八軒即ち十二封度)及送風能力壹分間壹〇〇立方突、壓力每平方二軒即ち三十封度
- ト、汽縮室、壹ヶ所、汽縮は「ガルベ」水管式にして傳熱面積三百五十平方突の四基及同式傳熱面積三百廿五平方突のもの四基を有す(外に同式傳熱面積三百廿五平方突のもの二基据付中)
- チ、發電所、壹ヶ所「ウエステンクハウス」社製發電所二基各三千「キロワット」外に「フラン、ボペリー」社製壹萬「キロワット」發電機壹基据付中

### C、水道設備

- イ、首山水源地、湧水池三ヶ所、有効容積約二十萬立方突揚水唧筒二基を備ふ各揚水能力每分各二十立方突
- ロ、千山水源地、泉水井四ヶ所、吸水井壹ヶ所、貯水池二ヶ所、有効容積各四萬三千立方突唧筒三基揚水能力各每分三十立方突
- ハ、孟家溝配水池、貯水池壹ヶ所(二區に分つ)有効容積九千五百立方突  
以上の水道設備は何れも直徑六百糎(二十四吋)乃至五百糎(二十吋)の鐵管を以て連絡し各水源池より配水池又は唧筒に依りて壓送せらる其延長首山水源地より千山水源地までは十一軒五(六千三百十二間)千山水源地より孟家溝配水池までは二軒(壹千三百三十六間)なり而して孟家溝配水池より工場構内に至る間は自然流下に依り之を導く其延長約六軒(三千二百三十二間 内徑六百糎(二十四吋)の鐵管を敷設す
- ニ、環水装置、工場にて使用したる水は左記設備に依り濾過清淨の後回收し再び工場の使用に供す而して其の回收率は凡そ八十「パーセント」なり
  - 一、沈澱池、壹ヶ所 有効容積 九千八百立方突
  - 二、冷却池、二ヶ所 有効容積 五萬三千立方突
  - 三、吸水井、一ヶ所 有効容積 壹千立方突
  - 四、給水塔、一ヶ所 有効容積 千三百立方突
  - 五、濾過機、一ヶ所 毎分時の濾過水量十三立方突
  - 六、環水唧筒、一ヶ所 唧筒二基各能力每分十五立方突

亞細亞局

第二課乙

昭和四年十月五日 接受

關稅高收第三〇六七五號ノ二

昭和四年十月二十九日



關稅廳 警務局長 心得

在外 務次官 官 官 官  
東京 關東長官 官 官 官

昭和製鋼所設立運動ニ關スル件

本件ニ關シ十月二十六日附關稅高收第三〇五九五號ヲ以テ已報ノ處大連  
商工會議所ニ於テハ各團體要路ニ提出スヘキ請願文作成ニ當リ内容漏洩  
ヲ顧慮シ委員ノ協議ニ依テ各理事ノ合議ノミニ依ルコトトシ十月二十五  
日別紙草案ヲ得更ニ理事者會合シ多少字句ノ修正ヲナシ既定各方面ニ進  
達スル豫定ナリト云フ御參考迄

E.P. 275  
6119.6511

關東廳

請願文案

會 員 名

總理、外務、拓務、鐵道、商工  
大藏、關東長官、滿鐵總裁、苑

昭和製鋼所ニ關シ請願ノ件

鞍山ニ於ケル鐵鋼一貫作用ハ製品ヲ日本ニ供給スルニ際シ關稅ヲ要スル  
ト製鐵獎勵金ヲ受領スルコト能ハサル關係上昭和製鋼所トシテ朝鮮新義  
州ニ分離設立サルルコトニ決定セシモ內閣更迭後更ニ其利害ニ就テ目下  
反稅調查中ノ趣仄兩致候想フニ關稅ト製鐵獎勵金トノ關係ニ於テ鞍山ニ  
製鋼所ヲ置クコト能ハストセハ經濟原則ニ則リ生産原價ヲ縮ムヘク礮石  
及石炭ノ原産地ニ比較的距離ニシテ且ツ特惠關稅ノ特典ヲ有スル關東  
州ヲ措キテ他ニ適地ナキヤニ思考セラレ候即チ關東州ハ新義州ニ比シ  
(一) 製品ニ對スル支那輸出稅ハ新義州同様原料稅ヲ以テ足り (二) 石炭礮石

關東廳



ノ輸送上至大ノ利益アルノミナラス (三) 石灰ヲ州内ニ豊富ニ有シ (四) 發電機等ノ輸入關稅ヲ要セス (五) 石炭ノ輸出稅ヲ免カレ (六) 製品ヲ支那ニ輸入スル場合ニハ輸出稅額ニ相當スル輸入稅ヲ納入スレハ足ルヲ以テ生産原價ノ低減ト販賣上ノ利便ニ於テ到底新義州ノ比ニアラス或ハ新義州ニ在リテハ内鮮人ヲ使役シ勞動問題解決ノ一助タルヘシト云フモノアルモ關東州ト雖モ内鮮人ヲ使用シ得サル譯ニアラス此點亦大差ナシ況ンヤ新義州ニテハ副産工業ヲ發達セシムルニ困難ナル事情アルニ反シ關東州ハ多大ノ利便アリ製鋼所建設場トシテ實ニ最好適地ト謂ハサルヘカラス殊ニ滿蒙ノ一角我カ租借地關東州ニ之ヲ設置スルコトハ帝國ノ國是タル滿蒙開發ト絶大ノ關係ヲ有シ我カ權益ノ確保伸張ト國民ノ經濟的發展ニ齎ラス福利ハ退嬰主義ノ新義州ト同一視スヘキニアラサルナリ今ヤ滿蒙問題ニ世界ノ視聽ヲ敏テ國民ハ緊要一番重大ナル決心ヲナササルヘカラサルノ秋ニ當リ從來ノ筆舌上ノ空論ヲ避ケ經濟的勢力ノ進展ニ努メ以テ事實上之カ解決ノ方途ヲ講スルノ意圖ニ出ツルノ甚タ緊要ナルモノア

關 東 廳

ルハ苟モ滿蒙ノ實情ヲ理解スルモノノ齊シク首肯スル所ニ有之候唯世上疑問同視サルルハ昭和製鋼所ヲ關東州ニ設置スルモノトシテ (一) 果シテ容易ニ 特惠關稅ノ適用ヲ受クルコトヲ得ルヤ否ヤ (二) 用水ノ供給亦充分ナルヤ否ヤノ二點ニ有之候關東州ハ租借當初ヨリ之ヲ自由地帶トナシ工業ノ發達ヲ期待セシモ用水ノ供給必スシモ潤澤ナリトハ謂ヒ難キモ八幡製鐵所ニ於ケルカ如ク鐵管ヲ敷設シ河水ヲ利用スルニ於テハ壹百萬噸ノ製鋼ニ要スル程度ノモノハ大ナル困難ナク供給シ得ヘク然モ其經費ハ悉ク新義州ニ於ケル築港費ノ如ク大ナラサルヘク況ンヤ冷却用ニハ海水ヲ利用シ得ル至便アルニ於テオヤ更ニ特惠關稅ニ至リテハ既ニ列國ノ承認ヲ經居ル今日要ハ内地營業者ヲ壓迫スルヤ否ヤノ一點ナルヤニ思考セラレ候然ルニ内地營業者ハ多ク銅塊ヲ他ヨリ購入シ製鋼ヲナスモノハ八幡製鐵所以外ニハ僅ニ釜石・室蘭ノ二ヶ所タルニ過キス依テ之等ハ昭和製鋼所ニ參加出資ヲ求ムルニ於テハ議會ノ協贊モ法律ノ改正モ故障ナク進捗スルモノト相信シ候間此際政府ニ於テハ昭和製鋼所ヲ關東州ニ設

關 東 廳

分類E4.8.0.73 懸案  
611A.6511

次官

不  
公  
案

昭  
和  
四  
年

大發第八八六號

昭和四年十月三十日

大連商工會議所會頭 村井啓太郎



外務大臣 幣原喜重郎 殿

昭和製鋼所ニ關シ陳情ノ件

鞍山ニ於ケル銑鋼一貫作業ハ製品ヲ日本ニ供給スルニ際シ關稅ヲ要ス  
ルト製鐵獎勵金ノ交附ヲ受クルコト能ハザル關係上昭和製鋼所トシテ  
朝鮮新義州ニ分離設立サル、コトニ決定セシモ内閣更迭後其ノ建設地  
點ニ就テ更ニ研究スルコト、ナリ目下調査中ノ趣仄聞致候想フニ關稅  
ト製鐵獎勵金トノ關係ニ於テ鞍山ニ製鋼所ヲ置クコト能ハストセバ經  
濟原則ニ則リ生産原價ヲ縮ムベク鑽石及石炭ノ原產地ニ比較的近距離

第一課乙

昭和四年十月四日 接

本和製鋼所  
村井啓太郎

置スルコトニ就キ甚深ノ御賢慮ヲ相賜リ度切望ニ不堪候  
右及請願候也

以  
上

關  
東  
廳

ニシテ且ツ特惠關稅ノ特典ヲ有スル關東州ヲ措キテ他ニ適地ナキヤニ  
思考セラレ候即チ關東州ハ新義州ニ比シ(一)支那輸出稅ハ製品ノ大連ヨ  
リ船積サル、モノニ限り新義州同様原料稅ヲ支拂フヲ以テ足リ其他ノ  
州内ニ於テ消化スルモノニ對シテハ之ヲ要セス(二)石炭鑛石ノ輸送上至  
大ノ便益アルノミナラス(三)石灰石ヲ州内ニ豊富ニ有シ(四)發電機械等ノ  
輸入關稅ヲ要セス(五)石炭ノ輸出稅ヲ免カレ(六)製品ヲ支那ニ輸入スル場  
合ニハ輸出稅額ニ相當スル輸入稅ヲ納入スレバ足リ唯新義州ニ比シ關  
東州ノ不利ナル點ハ製鐵獎勵法ノ適用ナキタメ當然獎勵金ヲ受領スル  
コト能ハザルノミ、或ハ新義州ニ在リテハ内鮮人ヲ使役シ勞働問題解  
決ノ一助タルベシト云フモノアルモ關東州ト雖モ内鮮人ヲ使用シ得ザ  
ル譯ニアラス此點亦大差ナシ況ンヤ新義州ニテハ副産工業ヲ發達セシ  
ムルニ甚ダ困難ナル事情アルニ反シ關東州ハ自由地帯ニシテ海陸要衝  
ノ地點ニ在リ滿蒙開發ノ鍵鑰ヲ握リ港灣ノ設備金融機關亦備ハリ生産  
販賣上多大ノ便益アルヲ以テ副産工業ヲ發達セシムル間接ノ利益ニ至

リテハ到底他ノ追隨ヲ許サズ殊ニ滿蒙ノ一角我方租借地關東州ニ之ヲ  
設置スルコトハ帝國ノ國是タル滿蒙開發ト絶大ノ關係ヲ有シ我方權益  
ノ確保伸張ト國民ノ經濟的發展ニ齎ラス福利ハ新義州ト同一視スベキ  
ニアラザルナリ、今ヤ滿蒙ハ世界ノ視聽ヲ歎テ國民ハ緊蹙一番大ニ發  
奮セザルベカラザルノ秋ニ當リ經濟的實力ノ進展ニ努ムルコトヲ怠ル  
ニ於テハ滿蒙問題ノ解決ハ百年河清ヲ待ツノ類タルベシ況ンヤ昭和製  
鋼所ノ經營ガ滿蒙開發ヲ使命トスル滿鐵會社タルニ於テオヤ  
之ヲ要スルニ鞍山ノ洗鋼一貫作業ヲ昭和製鋼所トシテ新義州ニ移サレ  
タル所以ノモノハ支那輸出稅並ニ日本輸入稅及ビ製鐵獎勵金ノ有無ガ  
原價中極メテ重要ナル分子ヲ構成スルヲ以テ採算的審議ノ結果ニ外ナ  
ラスト仄聞致候果シテ然ラバ關東州ニ設置スルモ尙採算可能ナル以上  
單ニ製鋼其モノ、ミノ利害ニ止ラス廣ク間接的得失ニ就テモ亦能ク之  
ヲ考察シ幾多ノ利便ヲ有スル關東州ニ設置スルコトハ獨リ製鋼所建設  
ノ趣旨ニ副フノミナラス我方國カ關東州ヲ租借セル目的ヲモ達成スル

6112.6511  
(分類 54.2.0.75)

安東縣日陸公司



亞細亞局

謹啓時下愈御清穆ニ被爲涉候段爲邦家奉慶賀候陳者  
今般一昭和製鋼所ノ位置ニ就テ一聊力愚見開陳仕候  
間供貴廳申候御清覽ノ榮ヲ得ハ幸甚至極奉存候  
昭和四年十一月十日

安東縣  
金井佐次

第一誌乙

別紙添附  
昭和四年七月拾四日接受

本印館細素園原紙印

(昭和5.3.10.000)

所以ニシテ之ガ爲メ滿蒙支那方面ニ對シ國力進展上多大ノ效果アルモ  
ノト相信ジ候條從來用水ニ懸念サレタル關東州モ最近調査ノ結果充分  
ニシテ然モ其ノ配水設備費ガ新義州ニ於ケル築港費ノ如ク巨大ナラザ  
ルコト判明致候今日政府ニ於テハ昭和製鋼所ヲ關東州ニ設置スルコト  
ニ就キ深甚ノ御賢慮ヲ相賜リ度切望ニ不堪右及陳情候也

E-2114

0045

其レニハ母國トノ連絡モ單ニ海運ノミテナク陸路連絡ノ必要モ無  
視出來ナイト思フ又國際關係ノテリケイトナ今日列國ニ何等ノ顧慮  
モナク意ノ儘ニ施設計畫ヲナシ關稅關係工場動員等思フ儘ニ行動シ  
得ネハナラヌ

(二)擴張ノ餘地

既往ニ於ル我國ノ鋼材輸入高ハ明治廿九年ヨリ卅三年迄ノ平均カ廿  
三萬三千噸、卅九年ヨリ四十三年ノ平均卅七萬九千噸、大正五年四  
十四萬二千噸、全十五年九十二萬四千噸テ卅年間ニ四倍(銑鐵ノ輸  
移入高ハ實ニ十三倍)ニ激增シテ居ル若シ該製鋼所ノ生産能力カ我  
國輸入年額ノ半數程度ノモノトスレハ少クトモ百年ノ將來ヲ考慮シ  
數十倍ニ擴張シ得ル要素ヲ具備シタ地點テナクテハナラヌ即チ運賃  
關稅建設費關係ノ外敷地、水、勞力、原料及輸送關係等ニツキ擴張  
餘力ニ違算ナキヲ期スヘキテアル

(三)地方開發

製鋼所カ設立サレテ其地方カ直接間接ニ開發サレ發達スル事ノ大小  
ヲ比較攻究スルハ不景氣回復策カラ見テモ肝要テアル否ナ私ハ我國

(昭和4.10-10.000)

昭和製鋼所ノ位置ニ就テ

日陞公司主 金井佐次

昭和製鋼所ノ設置場所ニ就テハ自選候補地カ十指ヲ屈スル有様ヲ  
最近各地ニ地方的運動カ猛烈ヲ極メテ來タ様タカ凡ソ斯種企業ハ國  
策上重大ナ關係ヲ有スルモノテアルカラ其位置ヲ決定スルニハ單ニ  
平時ノ採算ノミテナク少ク共左ノ諸點ニ充分ノ考慮ヲ加ヘ百年ノ大  
計ヲ樹立スヘキテアル

(一)安全地帯

大底ノ工業ハ經濟第一主義ニヨリ平時ノ採算ノミテ企畫シテモ誤リ  
ナイト思フカ製鋼所ノ如ク國家發展ノ重要素ヲナシ軍事國防方面ニ  
重大ナル交渉ヲ有スル企業ニ付テハ絕對ニ安全地帯ヲ撰ハネハナラ

(昭和4.10-10.000)

ノ現状ニ鑑ミ單ニ其地方ノ開發ノミテナク殖民政策國際關係國防政  
策等ノ高所カラ想ヲ環ラス事ノ必要ヲ痛感スルモノテアル

(四) 結論

以上ノ諸點ヲ檢討スルト際ニ上ル候補地中鶴見、八幡等内地ノモノ  
ハ(一)ニ對シテハ好適シ最モ安全テアルカ(二)ニ合格シナイ即チ敷地  
買收發運賃勞銀等カ非常ニ高價ヲ採算上尙ハスレテアツテ殖民政策  
産業國策ノ高所カラ大觀シテモ問題ニナラナイト思フ

鎮南浦仁川平壤ハ原料運賃カ新義州ニ比ヘテ鐵路百四十哩以上三百  
哩モ餘計ニ要スルノテアルカラ之又採算上到底問題ニナラナイタロ  
ウ又鞍山ハ建設費ヤ原料製品ノ運賃關係テハ非常ニ有利テアルカ關  
稅關係テ償ハナイノミテナク(一)ヨリ論究シテ百年ノ大費上到底不合  
格ノ外ナイト思フ

更ニ大連旅順等ノ關東州内ハ如何、之又(一)ニ於テ前者ト大同小異テ  
アルカラ國策上ヨリ見テ面白カラス殊ニ關東州ハ地勢上既ニ用水ヲ  
懸念サレテ居ルトスレハ百年千年後ノ擴張ニ應シ得ラルルヤ否ヤ若  
シ大連カ將來上海ヲ凌駕シテ數百萬ノ人口ヲ抱擁スル國際大都市タ  
(三)

(昭和4.10-10.000)

ル場合ヲ想到スレハ其自然ノ發達ニ備フル飲用水ヤ船用鑑水乃至工  
業用水ノミニテモ憂ナシトハ言ヘマイト思フ否ナ私ヲシテ忌彈ナク  
曰ハシムレハ大連港ハ既ニ一千七十萬噸ノ吞吐計畫迄完成シタ點カ  
ラ見テモ將來一大國際自由貿易都市トシテ發展シ世界各国人ノ活動  
舞臺タリ樂園タリ得ル素質ヲ具備シ天惠ヲ有スルモノト確信スル故  
ニ關東州トシテハ此ノ大自然ノ天惠ヲ利用シ自然ノ趨勢ニ從ヒ大連  
ヲ中心トシ國際都市トシテ又國際樂園トシテ發展セシムル動カサル  
大計ヲ樹立スル事カ日支兩國ノ利益テアリ世界ニ貢獻スル所以テア  
ルマイカ自然ノ趨勢ニ逆行シテ國際樂園タルヘキ眞中ニ斯種工業ヲ  
起劃シヨウコトハ國策ヲ誤リ滿蒙政策ノ根本ヲ覆ヘスモノト思フ  
最後ニ新義州ノ地ハ日支陸境ニアツテ(一)(二)何レカラ觀テモ一番有  
利テアル殊ニ新義州ハ其周圍百數十哩以近ノ滿鮮兩地帯内ニ豐富ナ  
原料ノ生産地カ多イコトヤ内鮮支人ノ勞力ヲ自由ニ得ラレル點ニ於  
テ又製鋼所ノ副産物タル硫安カ鮮内ニ需要アル事ハ關東州鞍山等ニ  
比ヘテ強味カアル陸境地方ノ開發ハ朝鮮統治上將日支經濟提携上有  
意義ナル點ニ想到スル時ハ新義州附近ヲ以テ最好適地ト確信スル

(四)

(昭和4.10-10.000)

私ハカツテ大正十二年五月安東商議會頭當時安東ニ於テ開催サレタ  
第五回滿鮮商議聯合會ノ議長トシテ其式辭演說中ニ次ノ如ク述ヘタ  
コトカアル(速記録中ヲ抜萃)

若シ此ノ國境方面ニ向ヒマシテ是等歐米ノ勢力カ實際ニ扶殖サレ  
テ來マシタナラハ其結果ハ果シテ如何ナリマセウカ是コソ日華親  
善ヲ害シマスルノミナラス對岸ノ朝鮮側ハ經濟上ハ勿論ノコト政  
治上思想上其他凡ユル方面ニ向ツテ大ナル脅威ヲ受ケルト言フ事  
ハ殆ント信シテ疑ハナイノミナラス其影響ハ延テ我帝國ニ及フモ  
ノト信スルモノテアリマス隨ツテ此ノ國境方面ニ向ツテ誤ラザル  
經濟施設ヲ加ヘルト言フ事ハ是實ニ我々邦人ノ任務テアルト共ニ  
帝國ノ滿鮮經濟對策上蓋シ最モ必要ナ事テアルト思フノテアリマ  
ス然ルニ是迄往々ニシテ此ノ國境方面ハ官民ノ間ニ閑却サレテ居  
ツタカノ感カスルノテアリマシテ之ハ眞ニ遺憾ニ堪ヘナイ次第テ  
アリマス御承知ノ通當地ハ陸路歐亞ニ通スル交通上ノ大玄關テア  
リマス而モ奉天以北ノ滿蒙ニ對シマシテハ比較的距離ノ處ニ在  
ルノテアリマスノミナラス海運ノ便モアリマシテ其他種々ノ條件

(五)

(昭和4.10-10.000)

カラ之ヲ鑑ミマスレハ恐ラク東洋第一ノ工業地トシテ邦人ノ經營  
ニ最モ適當シタモノテアルコトヲ信スルノテアリマス即チ其原料  
ニ於キマシテ他ノ滿洲ノ各地ニ於テハ到底其比ヲ見サル色々ノ産  
物ノ集散地テアリマシテ或ハ材木ニ或ハ柞蠶ニ若クハ大豆ニ其他  
種々ノ原料ニ富ンテキルノテアリマスノミナラス朝鮮人中華人ノ  
低廉ナル勞力ヲ集メルノニ最モ適當ナル處テ而モ安全ナル地帯テ  
アルノテアリマス又工業地トシテ最モ必要ナモノトセラレテキル  
水ノ如キハ彼ノ鴨綠江ニ滾々トタタヘテ居ルノテアリマス又當然  
生マルヘキ運命ノ下ニアルヘキ所ノ多瀾島ノ築港若クハ國境自由  
港ノ設置或ハ鴨綠江ノ水力電氣是等ノモノカ實現サレマシタ曉ヲ  
考ヘマシタナラハ工業地トシテ一層完全ナル條件ヲ具備スルモノ  
トナルノテアリマス或ハ安東ハ既ニ土地カ狭ヒカラ發展ノ餘地カ  
ナイテハナイカト言フ説ヲ爲ス人カアルカモ知レマセンカ夫ハ大  
イナル誤リテアリマシテ此ノ國境地方ニ於ル邦人ハ特ニ中國人ト  
ノ間カ圓滿テアリマシテ隨ツテ其製造工業ヲ眞面目テ經營シヤウ  
ト言フコトテアルナラハ恐ラク幾ラモ兩國民ノ親善ノ下ニ握手カ

(六)

(昭和4.10-10.000)



ヲ期シ得ルニ於テハ日支國民ノ優越的發達トナリ兩國經濟提携ノ實  
ヲ舉ゲルコト必然テアロウ  
斯ノ如クニシテ此ノ國境都市ハ對內的商工貿易港トシテ大連ノ國際  
的貿易港ト兩々相俟ツテ初メテ滿鮮開發ノ實力舉ケ得ラルルモノト  
確信スルモノテアル。

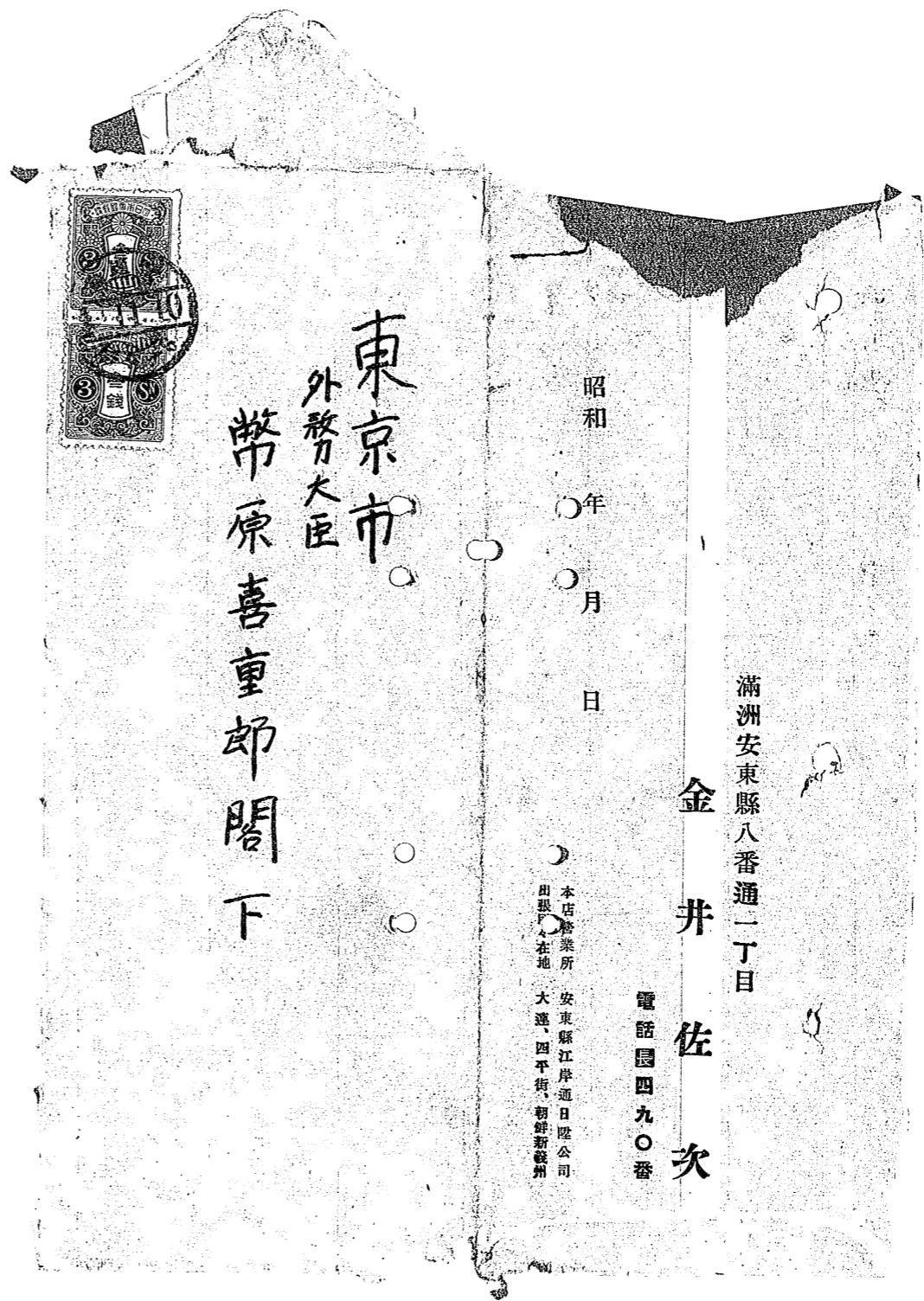
完

(昭和4.10-10.000)

出來マシテ此ノ鴨綠江下流大東溝方面迄ノ甘哩近クノ平野ハ充分  
ニ工業地トシテ發展シ得ル素質ヲ持ツテ居マスシ尙足りナケレハ  
對岸ノ新義州附近丈テ七百萬坪ノ面積カアリ更ニ海岸迄多瀨島ト  
ノ間ノ甘餘哩ハ悉ク工業地トシテ最モ恰適ノ地テアル經濟ニ國境  
ナク障礙無シト言フ事ノアリマス通此ノ鴨綠江ヲ渡ミマシテ此ノ  
兩岸ニ一大商工業地ヲ形造ルト言フコトハ恐ラク將來ニ於テ必ラ  
ス出來ル事ヲ信スル次第テアリマス又我々ハ近ク是ヲ實現シ得ル  
様ニ努力シナケレハナラヌト思フノテアリマス斯ノ如クシテ初メ  
テ滿鮮兩地ノ經濟的連絡ヲ圖リ滿鮮産業ノ開發ヲ促進シ得ルノテ  
アリマス又斯ノ如クシテ初メテ我滿蒙ノ既得權ハ保全セララルモ  
ノテアルト思フノテアリマス

(七)

(昭和4.10-10.000)



東京市  
外務大臣  
幣原喜重郎閣下

昭和  
○年  
○月  
○日

満洲安東縣八番通一丁目  
金井佐次  
電話四九〇番

本店營業所 安東縣江岸通日陸公司  
出張所 本地 大連、四平街、朝鮮新義州

E-2114





E49.0.75  
62A.6511

逓信部

第一課乙

血

高橋

昭和四年拾月廿壹日 接受

葉機高發第三〇五九五號

秘

昭和四年十月二十六日

關東廳警務局長心得

招務次官 殿  
外務次官 殿  
在京關東長官 殿

昭和製鋼所設置運動之關係件

蒙之新義州之設置ナルレト称セシ昭和製鋼所カ行惚之ノ事情發表サル、ヤ安東鞍山等ハ各々地方的經濟關係ヨリ一時熱心ナル運動ヲ繼續シワ、アリタルニ因策上ノ理由ト作業上ノ關係ハ故ナク當局ノ計畫ヲ動力スカ如キハ面白カラストノ理由ニ依リ其運動ヲ中止スルト、ナリタルカ最近滿鐵當局ニ於テ本件ニ關スル研究ヲ開始シタル大連、旅順ノ有志ハ各々其地方發展ヲ圖ラントスルニ斯ル工場ノ設置ニ俟ツモノアリトシテ何レモ運動ヲ開始シタルカ今後其發展ニ伴ヒ兩地爭奪ノ運動ハ益々深刻ナルモノアルハク尤記状況概畧御參考ノ途

關東廳

記

大連ニ於ケル運動概況

蒙之新義州内一部ノ者ハ新義州ニ於ケル工場敷地買収ニ不純動機アレハ之ニ代ルハ候補地



物色中トノコトニ此ハ國策上ヨリ見テ大連管内  
甘井子ハ石炭輸出棧橋ノ設置モアリ又滿鉄  
本線周水子駅附近ノ如キハ運輸關係ニ於テモ  
利便多ク之等ハ製鋼工場敷地トシテ好適  
ナリ等宣傳スルモノアリタルカ最近大連高業  
會議所ニ於テハソノ實現ヲ期スヘク運動ヲ開  
始スルニ至レリ

(一) 設置運動ト協業會開催

大連高業會議所ハ製鋼工場設置運動ニ付本月  
二十四日午後四時ヨリ工業部員會議ヲ開キ具休  
案ノ作成ニ着手シ成案ヲ得タルトキハ理事會ニ  
諮リ高業會議所會頭名ヲ以テ内閣外務拓  
務鐵道高業大藏各省大臣及在京南東長

關 東 廳

官並ニ滿鉄總裁宛請願ノ予定ニテ着手シ其準備  
ヲ急キフアリ

(二) 大連ニ設置ト経済的の利益

大連高業會議所側ノ主張スル製鋼工場設置  
ニ付國策上経済的ノ利益トシテ唱フルトコヲ聞ク  
一、南東州内ハ製鋼作業用石灰ノ産額豊富  
ナル事 二、礦石産地カ新義州ニ比シテ最近キ  
ル事、只問題トスル処ハ製鋼用冷却水ノ供給  
ナル事此ハ河水又ハ海水利用ノ便多ク殊ニ海水  
使用ニ付一部危険スルモノアルニ現ニハ播製鐵  
所ニ於テモ海水ヲ使用シフ、アレハ適切ナル装置  
ヲ設備スルニ於テハ何等憂フルニ足ラス云々

一、旅順ニ於ケル軍動概況

旅順之於予及地方發展之付テ市理事者トシテハ  
相考考了究中ナルカ製鋼所敷地問題ノ論議  
サレ之際シ之ヲ旅順ニ求メ地方的經濟發展策  
ヲ構ルルハ輸送港灣トシテスル生産工場ノ敷  
地ヲ此処ニ求ムルハ好適ナリトシ運動ヲ開始スルニ  
至リタルモノナリ

(一) 運動ノ着手

旅順市ニ於テハ本月十六日午後七時ヨリ製鋼所旅  
順設置ノ関シ緊急協議会ヲ開催永山市長及  
助役市参事會員等集合シ協議ノ結果取敢  
ス本運動ニ付監督官廳ノ諒解ヲ求ムル必要ア  
リトシ翌十七日関係當局ヲ訪問本運動着手  
ノ関シ諒解ヲ得翌十八日市長及市参事會員  
等ハ滿鉄ニ大平副總裁ヲ訪ヒ本件ノ関シ陳  
情スルトコトアリタリ

關 東 廳

(二) 滿鉄側ノ意向

前記訪問ヲ受ケタル大平滿鉄副總裁ハ製鋼  
所問題ハ國家的大事業コレヲ設置場所ハ諸  
種ノ事情ニ由リ決定ヲ見サルモ此ハ對議會  
原ニアリ直チニ決定スルトハ不可能ナリ然レトモ旅  
順ニ設備スル矣ノ関シハ十分研究シ置ク(シト答  
ヘタル由)

(三) 設置運動実行委員ノ選任

旅順市ニ於テハ本運動ヲ繼續スルニ苦心之ニ  
當ルハキ者ヲ定メサルハカラストシ本月十八日夜前記  
滿鉄側ノ意向報告會席上ニ於テ市参事會員



細川良久、村上信二、竹中延太郎、宮竹清少、  
西野菊次郎、ノ五名ヲ指名シ運動実行ニ着  
手スル下、セリ

(四) 製鋼工場敷地條件ノ研究

本月二十二日永山旅順市長及東畑市會議長  
ハ相携ヘ滿鉄ニ伍堂顧問ヲ訪ヒ製鋼作業上  
ノ條件ヲ研究シタルカ伍堂氏ノ説ニ依レハ少ラト  
モ本工場敷置ストスレハ敷地ニ百万坪ト冷却用  
水ノ潤澤ナラサルヘカラス加之製品輸出港灣ノ  
設備等研究ヲ要スヘキモノアリト、コトニ旅順カ  
之等ノ條件ヲ具備シ一面關稅國策上ヨリ見テ  
最適地ナリトシ一層實現可能性アル暗示ヲ得  
積極的運動ヲ開始スルニ決シ取敢ス今日在京

關東廳

關東長官ニ對シ本件運動ニ關シ援助方電  
請シタルカ更ニ仙石滿鉄總裁來任ニ先々陳情  
書ヲ手交スヘク準備中

以上

亞細亞局

陳情書

第一課乙

別紙添附  
昭和四年三月拾參日接覽

此項本邦鐵鋼業關係事件  
滿鐵

過般電報ヲ以テ懇請仕候如ク南滿洲鐵道株式會社ノ計劃ニ成ル昭和製鋼所ハ是非前計劃ノ通り帝國ノ領土内、鮮滿ノ國境ニ接近セ  
ル新義州附近ニ御建設相成様特別ノ御配慮ヲ奉仰候

理由及說明

理由及說明ハ別冊ニ詳述罷在候間御一閱賜

リ度候

右當所評議員會ノ決議ヲ以テ懇請仕候也

昭和四年十二月六日

新義州商業會議所

會頭 加藤 鍊 治 郎



外務大臣幣原喜重郎殿



(以活字代謄寫)

# 昭和製鋼所ト其ノ位置

新義州商業會議所

正誤表

頁	行	正	誤
一〇	一	二七、九一〇	一七、九一〇
一三	一五	本溪湖炭ヲ	本溪湖炭ヲ
一六	二	本流	本一
二一	一	定期航路	定期船路
二二	四	休航	休船
二五	四	日々	日々
二七	二	鎢地ハ	鎢地ハ
二八	一〇	鐵道	鐵通
三一	九	D	A
三五	三	狀	象
三六	二	工事	惠事



## 目次

第一、世界鐵鑛業ノ趨勢	一
第二、我國鐵鑛業ノ現狀	三
第三、滿鐵會社ノ銑鋼一貫作業計劃	六
一、會社ノ設立	六
二、事業計劃ノ大要	七
三、原料ノ需要量ト產地	七
四、工場敷地ノ選定	八
第四、新義州ト周水子ノ比較對照	一一
一、關稅及製鐵獎勵金	一一
二、原料及製品ノ輸送運賃	一三
三、工場用地及給水設備	一四
四、貿易統計ト鐵道貨物	一六
五、港灣及出入船舶	二〇
六、労働者ト國策	二三
第五、多獅島築港	二七
一、多獅島ノ位置及面積	二七
二、多獅島附近ノ氣温、水温及結氷、流水ノ狀況	二八
三、多獅島港ノ經濟的價値	三四
四、多獅島築港ノ計劃及經費ノ大要	三四
五、請願運動及經過ノ大要	三六
第六、結 論	三七

## 昭和製鋼所ト其ノ位置

新義州商業會議所調査

### 第一、世界鐵鑛業ノ趨勢

世界鐵鑛業ノ趨勢ニ關シ外務省情報部ノ傳フル所ニ依レハ

一、元來製鐵業ハ鐵鑛ノ埋藏量多ク骸炭ノ供給容易ニシテ消費地ヘノ搬出ニ利便ナル地ニ生産中心ヲ設クルヲ常トシ此等ハ主トシテ當該地方ノ原料ヲ使用スルコトハ勿論同時ニ又他ヨリ原料ノ供給ヲ仰キ之ヲ使用スルノミナラス之等ノ生産地ガ他ノ競争地ヲ敗リ地盤ノ鞏固トナルニ伴ヒ他國ニモ其勢力ヲ及ホシ原料ノ供給ヲ確保スルニ至ル從テ現在ノ主要生産中心地ハ工場ノ規模大生産能率高キノミナラス各種副業ヲモ經營シ基礎漸ク確固タルモノアルガ故ニ今後之等ト競争シ之ヲ凌駕センコトハ假令總テノ條件ニシテ缺クル所ナキモノ出ツルト雖モ甚困難ナリト云フベシ而シテ現今全世界ニ於ケル鐵ノ生

産能力ノ九割ハ三個ノ中心地ニ集中セラルル米國ノ「ぐれーざれーくす」地方、英國ノ北東部、獨逸ノ「るーる」地方之ナリ

二、製鐵業ガ限ラレタル地方ニ生産中心ヲ集中スル傾向アルノミナラズ鐵鑛ノ需用モ亦限ラレタル生産地ニ輻合スル傾向アリ即チ鐵鑛ニ對スル需用ノ小ナリシ時代ニ於テハ各國何レモ多少ヲ産出シ需用ニ應シ得タリト雖トモ鐵鑛業ノ規模大トナルニ從ヒ各地方競争ノ結果品質良好、埋藏量豊富、販路市場ニ便利ナル位置ニアル産地ガ品質不良、埋藏量貧弱、運搬不便ナル位置ニアルモノヲ壓倒シタル爲原料鑛石ヲ得ントスルモノハ主要ナル數個ノ大産地以外ニシテハ之レヲ得ルコト能ハサルニ至レリ從テ今日ニ於テハ主要鐵鑛石ノ生産ハ限ラレタル少數ノ地域ニ集中シ生産量、生産能率共ニ他ノ競争凌駕ヲ許サル状態ナリ而シテ世界ニ於ケル鐵鑛ノ主要産地ハ現在數個ノ中心地ニ限ラル、米國ノ「じゅべりおる」湖附近、佛國ノ北東部、英國ノ「ぐりーたく」  
「りんこんしゃー」  
「のうざんぶこんしゃー」  
「かむばらんざ」地方、瑞典ノ「ぎるな地方、西班牙ノ北西部地方ナリトス

以上記述セル所ハ要スルニ鐵ノ需要ハ年々増加ノ傾向ヲ示シ其ノ生産地並ニ原料鑛石ノ生産地ハ漸次限ラレタル少數ノ地域ニ集中シ現在ノ生産中心地ハ他ノ競争及凌駕ヲ許サマルニ到レリト云フニ在リ

第二、我カ國鐵鑛業ノ現狀

翻テ我カ國ノ鐵鑛業ヲ見ルニ需要ノ年々増加スルニ拘ハラズ出産額ノ増率ハ極メテ鈍ク大部分ヲ海外ヨリノ輸入ニ仰キツ、アリ大正七年以降十ケ年間ノ鐵鑛需要額ヲ示セバ左ノ如シ(單位千噸)

年次	産出額	輸入額	移出額	需要額
大正七年	三六	三三	三三	九六
同八年	三五	三二	三二	一三八
同九年	三五	三三	三三	一三一
同十年	四七	三九	三九	一三二
同十一年	四九	五九	一九	一三六
同十二年	五五	八九	三六	一四〇
同十三年	六〇	一〇五	二七	一四〇
同十四年	六八	一〇四	二八	一四八

年次	産出額	輸入額	移出額	需要額
昭和元年	一〇	九	四	一〇三
同二年	一五	七	一	一三五

内地ノ鐵鑛需要額ハ最近年額百二十萬噸ヲ突破シ居ルニ拘ハラズ國內産出額ハ僅ニ其ノ一割内外ニ過キス大部分ヲ支那及海峽殖民地ヨリ輸入サレツ、アリ之ヲ價額ニ徴スレハ約二千萬圓ニ達ス  
又内地ニ於ケル銑鐵ノ需要狀況ヲ觀ルニ左ノ如シ(單位千噸)

年次	産出額	輸入額	移出額	需要額
大正七年	六〇六	三六	七	八五
同八年	六三	三九	一七	九四
同九年	五〇	三九	一〇	九二
同十年	四八	二六	六	七〇
同十一年	五九	一四	五	六四
同十二年	六二	一四	五	一〇五
同十三年	五九	一〇	七	一〇二
同十四年	六六	一〇	七	一〇七
昭和元年	八三	一〇	五	一〇三
同二年	九二	一五	一	一〇七

則チ銑鐵モ内地ノ產出額ヲ以テ足ラス年々五十餘萬噸ノ輸移入ヲ仰キツ、アリ其ノ價額モ亦二千萬圓ヲ超フ  
 次ニ内地鋼材ノ需給狀態ヲ觀ルニ相當生産額ノ増加ヲ示スモ需要ノ増額多キ爲メ尙九十餘萬噸ノ輸移入ヲ免カレズ此ノ價額實ニ八千萬圓ヲ下ラズ則左ノ如シ  
 (單位千噸)

年次	產出額	輸入額	輸出額	需額
大正七年	五九	五九	六	一一四
同八年	五三	七三	二	一一九
同九年	五七	一〇九	七	一二九
同十年	五三	一〇九	八	一二三
同十一年	六三	九八	八	一二九
同十二年	八九	七九	七	一三三
同十三年	九六	一〇五	七	一四九
同十四年	一〇一	一〇五	七	一五三
同十五年	一〇三	一〇五	七	一五三
昭和二年	一〇〇	一〇三	七	一五〇

要スルニ鐵鑛、銑鐵、鋼材三者ヲ合シ年額一億二千萬圓内外ノ輸入ヲ仰ク

六

ニアラザレバ我國ノ需要ヲ充スニ足ラズト云フ現象ハ國防上ニ於テモ經濟上ニ於テモ重大ナル問題ニシテ政府ガ製鐵獎勵法ヲ設ケ之レガ對策ニ腐心シツ、アル所以亦察スベキナリ

第三、滿鐵會社ノ銑鋼一貫作業計劃

南滿洲鐵道株式會社ハ(以下單ニ滿鐵ト稱ス)我國鐵鑛業ノ大勢ニ鑑ミ自己ノ勢力圈内ニ在ル鐵鑛ト石炭トヲ以テ銑鋼一貫作業ヲ目的トスル大規模ノ工場ヲ建設シ需給ノ圓滑ヲ期センコトヲ計劃スルニ至レリ之レ尙ニ機宜ニ適シタルモノト謂ハサル可ラス况ンヤ南滿洲ノ鐵鑛埋藏量豊富ニシテ支那、海峽殖民地等東洋ニ於ケル總理藏量二十億噸富鑛ニ換算シテ十二億噸ノ半額六億噸ヲ有シ且ツ製鑛業上必須ノ原料タル石炭及石灰石ノ多量ニ產出スルニ於テオヤ其計劃ノ前途有望ナルコト明瞭ナリ今其ノ計劃ノ大要ヲ示セバ左ノ如シ

第一、會社ノ設立 名稱ヲ株式會社昭和製鋼所トシ資本金ハ一億圓四分一拂込當分ノ內滿鐵會社ニ於テ全部引受ケ將來内地製鋼業者等ノ出



資ニ應スル方針ニシテ本社ヲ朝鮮ニ置キ東京ニ出張所ヲ設ケ當務者ハ所長ニ海軍中將伍堂卓雄氏ヲ常務取締役ニ副島千八氏ヲ推シ昭和四年七月三日政府ノ認可ヲ經適法ニ登記ノ手續ヲ了シタリト云フ

第二、事業計劃ノ大要 昭和七年度迄ニ銑鐵五十萬噸鋼材四十五萬噸ヲ產出スル設備ヲ了シ内三十五萬噸ハ「しいさばー」「びれつこ」等内地製鋼業者ノ要求スル半製品トシ殘十萬噸ハ銑力、黑板「わいやーろつこ」等ヲ作ル而シテ之レガ溶解及動力用トシテ六万「きろわつこ」ノ發電所ヲ建テ其ノ副産物トシテ二十萬噸ノ硫酸窒素肥料等ヲ製造シ尙ホ附帶事業トシテ多獅島築港及鐵道ヲ經營ス

第三、原料ノ需要量ト產地 前項ノ計劃ヲ基礎トシ原鑛石炭、石灰石ノ需要量ヲ推算スルニ原鑛ハ撰鑛ニ依リ五〇%ノモノヲ搬入スルトシテ約百萬噸石炭ハ六十萬噸ノ該炭製造用ト六萬「きろわつこ」ノ發電用トシテ約百萬噸、石灰石ハ製銑製鋼合シテ約七十萬噸ヲ要ス而シテ原鑛ハ鞍山ヲ主トスルモ硫酸製造上安奉線草河口ノ硫化鐵鑛モ必要ナ

七

リ石炭ハ撫順ヲ主トスルモ該炭用トシテハ本溪湖炭ヲ良トスルヲ以テ兩者ヲ併用スベク石灰ハ距離ノ關係上安奉線火連塞ヲ便トスルモ平安南北道ニモ相當ノ產出アリ

八

第四、工場敷地ノ選定 工場敷地トシテハ之等原料ノ採取搬入ノ便ヲ選フト同時ニ多量ノ用水ヲ要スルガ故ニ給水ノ便ヲ考量セサル可ラズ其他製品ノ搬出輸送、關稅ノ要否、勞銀ノ高低、勞働者備入ノ難易、國策上ノ利害等諸要件ニ關シテモ亦慎重ニ研究セサル可ラス

滿鐵會社ハ之等ノ諸要件ヲ基準トシ經濟上又技術上並ニ國策上各方面ヨリ綿密ナル調査ヲ遂ケ大局ヨリ公正ニ判斷シ帝國ノ領土タル新義州附近ヲ最適地トシテ決定シ直ニ土地ノ買收ニ着手シタル所以ナリ  
斯ノ如ク土地ヲ買收シ將ニ工事ニ着手セントスル一刹那内閣ノ更迭アリ續キテ滿鐵主腦異動シ且ツ拓務省ヨリ認可スル迄工事ノ進行ヲ中止スベシト命令シ新幹部ノ手ニ依リ再調査行ハレ之レヲ機會ニ滿洲特ニ

關東州在住邦人ガ關東廳及滿鐵ノ一部ヲ動カシ該工場敷地ヲ關東州内ニ誘致セント猛烈ナル運動ヲ開始スルニ至レリ  
 當初候補地トシテ内地ノ大阪、神戸、朝鮮ノ仁川、鎮南浦、兼二浦、滿洲ノ鞍山等喧傳セラレタルモ内地及朝鮮ハ左表ノ如ク原料ノ運賃ニ於テ採算上新義州ト比較シ頗ル不利ナリ鞍山ハ滿洲商業會議所聯合會ニ提案シ全滿ノ輿論トシテ聯合會ノ聲援ヲ要メシモ全會一致ノ賛同ヲ得ルニ至ラズ就中關東州外ナル關係上内地同様ニ行政權ノ徹底ヲ期シ難キ点アリ何レモ殆ント斷念ノ状態ニアリシガ今内閣及滿鐵主腦部ノ交迭ヲ奇貨トシ藪ヨリ棒ヲ突出セシ如ク大連、旅順連衡シテ關東州内周水子附近ニ變更セシナントスルハ奇怪至極ト謂ハサル可ラズ

内地及朝鮮ノ候補地原料運賃及勞銀等生産費比較  
 (原鑛百萬噸石炭百萬噸勞働者二萬人ト假定シ推算ス單位千圓)

候補地	運輸經路	汽料		勞銀	合計
		車賃	船賃		
大阪神戸	陸路(大連經由)	三三,000	八,000	一〇,000	五十一,000

九

仁川	陸路(同上)	汽料		勞銀	合計
		車賃	船賃		
鎮南浦、兼二浦	陸路(同上)	一九,四〇〇	一,〇〇〇	一六,四〇〇	三六,八〇〇
新義州	海路(同上)	三三,〇〇〇	四,〇〇〇	一六,〇〇〇	五三,〇〇〇

一〇

尤モ周水子ハ我租借地タル關東州内ニ屬スル關係上或ル程度迄内地朝鮮ト同一ニ行政上ノ便宜ヲ與ヘ得ラル、ヲ以テ稍々可能性アルカノ如ク思惟サルモ用水ノ供給意ノ如クナラサルト勞働者ノ操縦ガ國策ト一致ヲ缺ク場合ヲ生スル点ニ於テ帝國ノ領土タル新義州附近ニ及ハス殊ニ斯ノ如キ國家ノ前途ニ對シ重要ナル意義ヲ有スル恒久的大工場ヲ租借地タル外國ノ領土ニ建設スルハ國際的ニ種々ノ支障ヲ惹起シ爲ニ不利ノ立場ニ陥ルコトナキヲ保シ難シ況ンヤ一旦緩急ノ場合ニ於テオヤ大ニ考慮スヘキコト言ヲ俟ダス之レ滿鐵會社前幹部ガ新義州附近ヲ最適地トシテ決定シタル所以ナリ左ニ新義州ト周水子トヲ比較シ滿鐵ノ判斷ノ公正ナルヲ辯證スベシ





第四、新義州ト周水子ノ比較對照

一、關稅及製鐵獎勵金 關東州ハ租借地ニシテ自由港ナルモ製品ヲ内地及朝鮮ニ輸入スルニ當リ支那輸出稅ト内地輸入稅ト支拂ハサル可ラズ新義州ハ原料輸入ニ際シ支那輸出稅ヲ支拂フノミニシテ製品ヲ内地及朝鮮ニ搬出スル場合毫モ内地輸入稅ヲ支拂フ必要ナシ依テ新義州ハ周水子ニ比シ關稅ノミニテ年額七百三十餘萬圓ノ利益アリ  
(左記甲乙二表參照)

甲 新義州設置ノ場合 (單位數量ハ千噸金額ハ海關兩)

品名	數量	價額	支那輸出稅		日本輸入稅		合計
			稅率	金額	稅率	金額	
鐵鑛	1,000	2,500,000	從價五分	1,250,000	無	無	1,250,000
石灰	1,000	5,000,000	0.100	500,000	無	無	500,000
石炭	700	1,750,000	從價五分	875,000	稅	—	875,000
計	2,700	9,250,000		2,925,000			2,925,000

備考 一兩金壹圓五拾錢ト假定シ換算額 三二二,五〇〇圓トナル又新義州附近ハ支那關稅三分一減ノ特典アリ

乙 周水子設置ノ場合 (單位數量千噸金額ハ圓)

品名	數量	價額	支那輸出稅		日本輸入稅		合計
			稅率	金額	稅率	金額	
素鋼	500	2,000,000	百斤、五〇	1,000,000	500	500,000	1,500,000
鉞力板	500	1,500,000	同	750,000	0.700	350,000	1,100,000
黒板	500	1,000,000	同	500,000	1.200	600,000	400,000
レール	500	900,000	從價五分	450,000	0.200	100,000	350,000
管筒	500	900,000	同	450,000	從價一分	90,000	540,000
線	500	1,500,000	百斤、五〇	750,000	同	375,000	1,125,000
硫安	500	2,000,000	從價五分	1,000,000	無	無	1,000,000
計	2,500	9,800,000		4,975,000		4,725,000	5,250,000

備考 支那輸出稅ノ金額ハ一兩對金壹圓五拾錢ノ制ニテ換算セルモノナリ

次ニ製鐵獎勵金ハ朝鮮ニハ大正十五年四月勅令第五十九號ヲ以テ大正十五年三月法律第四十九號ニテ制定サレタル製鐵業獎勵法ノ第八條乃至第十條及第十二條ノ規定ヲ施行スル旨ヲ公布セルモ關東州ニハ未タ其ノ施行ヲ見ス依テ新義州ニ設置スル場合此ノ獎勵金六百六十餘萬圓ヲ利スル次第ナリ左ノ如シ

品名	數量(千町)	價額(千圓)	定率	獎勵金額(千圓)
鋼塊及鋼片	三、五〇〇	三、五〇〇	從價一割五分	四、七五〇
條及竿	三、〇〇〇	三、〇〇〇	同平均二十圓八十三錢	五、五〇〇
板及筒	四、〇〇〇	四、〇〇〇	從價一割六分	八、五〇〇
管及他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	同 一割八分	一、〇〇〇
計	四、五〇〇	四、五〇〇		六、三六八

要スルニ新義州附近ニ設置スルトキハ現行制度ニ於テ關稅及製鐵獎勵金ニ於テ一千三百八十餘萬圓ヲ利スル次第ナリ將來勅令ヲ以テ特惠關稅及助成金等適當ノ便法ヲ關東州ニ公布スルトキハ同一ノ立場ニ置キ得ラルヘント雖モ帝國ガ常ニ列強ニ對シ機會均等ヲ聲明セル關係上容易ニ實規スヘキモノニアラズト信ズ

二、原料及製品ノ輸送運賃 原鑛ハ上述セル如ク鞍山ヲ主トスルモ硫安生産ノ關係上草河口ノ硫化鐵鑛ヲ必要トスルヲ以テ兩者ヲ併用スルコト、ナルヘク石炭モ撫順炭ヲ主トスルガ骸炭製造ニハ本溪湖炭テ

一三

一四

良トスルヲ以テ之亦併用ヲ免カレス唯石灰ノミハ關東州内ニモ產出スルヲ以テ之レヲ除外シ原鑛及石炭ノ運賃ヲ比較スルニ大連ノ海港特定運賃ニシテ尙ホ十八萬餘圓新義州有利ナリ若シ將來距離ニ比例シ大連同様特定運賃ヲ制定センカ三百餘萬圓ノ利益トナルベシ

(單位數量千噸金額千圓)

品名	產地	數量	新義州		周水子		差額
			哩數	價率	哩數	價率	
鐵鑛	鞍山	八〇〇	三、〇〇	五、六二	四、四八	一、一四	△ 一、八六〇
同	草河口	一〇〇	八、〇〇	二、五〇	八、〇〇	一、〇〇	△ 一、〇〇〇
石炭	撫順	五〇〇	一、八〇	五、三〇	五、三〇	〇	△ 一、〇〇〇
同	本溪湖	五〇〇	二、五〇	三、六〇	三、七〇	〇、一〇	△ 九、七〇〇
計							△ 一、八六〇

製品ノ輸送運賃ハ多獅島港完成ノ曉ハ阪神方面ニ搬出スルモノトシテ大差ナキヲ以テ略ス

三、工場用地及給水設備 斯ノ如キ大規模ノ工場ヲ建設スルニハ少クトモ百餘萬坪ノ面積ヲ要スヘシ而シテ運輸ノ便ト給水ノ關係ニツキ考慮

シ生産費ヲ基礎トシテ選定スルコト肝要ナリ周水子ハ運輸ノ便並ニ工場用地買収等ノ点ニ於テハ大ナル支障ナカルベシト雖トモ給水ノ關係ニ至ツテハ極メテ不利ナリ則チ銑鐵用水ノミニテモ一日三萬噸即チ十八萬石ヲ要ストノコトナリ職員及従業員並其家族之ニ附隨セル市街計劃ニ對シ上水ノ供給モ亦少クトモ一日數萬石ノ準備ナカル可ラス然ルニ周水子ハ之レニ對シ適切ナル水源ヲ有セズ無理ニ之レヲ得ント欲セバ或ハ海水ヲ利用シ或ハ大貯水池ヲ建設スル等人工的ニ多大ノ經費ヲ要ス之レニ反シ新義州多獅島間ハ標高二十米内外ノ平野又ハ丘陵起伏シ其土質表面ハ粘土ニシテ數尺ノ下ハ堅牢ナル岩盤ナリ殊ニ地價低廉(坪當リ十錢乃至五十錢)ニシテ百萬乃至三百萬坪ノ用地ヲ得ルニ容易ナルノミナラズ地均基礎工事等ヲ施ス費用モ極メテ僅少ニテ足ル殊ニ作業上必要條件タル用水ノ供給ニ於テハ三橋川及鴨綠江ノ二川ヲ利用スルニ依リ如何ニ早魃ノ場合モ支障ヲ來スコトナク其ノ施工費モ亦低廉ナリ則チ三橋川ハ附近ノ灌溉用水ト

一五

シテ引用サレツ、アルモ水量豊富ナルガ故ニ上水ノ引用ニ極メテ便ナリ又工場用水ノ如キ多量ヲ要スルモノハ三橋川ノ下口鴨綠江本流ヨリ引用スルトキハ鹽分ナク且ツ滿潮時ニ引水スルトキハ混濁ノ度薄キヲ以テ短時間ノ沈澱作業ニ依リ完全ナル用水トナスニ足ルベシ次ニ製品ノ搬出港トシテハ多獅島築港アリ新義州ヲ距ル陸路二十二哩日清日露ノ役ニ我軍ノ上陸地トシテ數十隻ノ船艦投錨シ爾來多獅島錨地トシテ著名ナリ要スルニ新義州附近ハ該工場敷地トシテ最モ理想的ナルコトヲ斷言スルニ憚カラサルナリ

四、貿易統計ト鐵道發着貨物ニ基テ觀察シ今大連、安東、新義州ノ三港ニツキ貿易統計ト鐵道貨物ヲ通シテ考察シ多獅島築港完成ノ曉キ如何ナル變化ヲ來スヘキカヲ説明スベシ

一六

甲 大連安東二港ノ貿易比較 (單位千兩)

年次	大連 (海路)		安東 (陸路)		合計
	輸入	輸出	輸入	輸出	
	計	計	計	計	

大正十三年	二〇、四〇二	一五、五五五	二六、一九五	五、九五五	九、七九九	一五、七四四	二二、一三三	五、七〇二	六、七四五
同十四年	三三、三〇五	一八、三〇〇	三〇、九〇〇	一四、五五五	一〇、一五五	二四、六二〇	二七、八二五	三、二〇五	三、三〇〇
昭和元年	一四、三三三	二七、三三三	三六、三三五	七、九二一	六、五五四	一四、二〇五	三六、五三二	四、三三八	七、九九九
同二年	一四、三三三	三〇、〇三三	三六、四〇〇	八、二六七	三、八五五	三三、一四〇	三〇、四〇〇	五、二五五	八、五八九
同三年	一六、九〇〇	三三、四三三	四三、四二二	七、四八四	八、九一九	一六、四〇三	四、一〇三	四、〇九七	八、六九九

之ニ依テ觀レバ大連港ノ貿易ハ全部海路ナルモ安東港ハ陸路ト海路ト  
ノ二途ニシテ而カモ陸路ガ總額ノ八割餘ヲ占ム更ニ之レヲ國別ニスレ  
バ左ノ如シ (昭和三年度單位千兩)

大連	日本	輸入		移出	
		朝鮮	其他	朝鮮	其他
安東	日本	移入		移出	
		朝鮮	其他	朝鮮	其他
大連	六、〇〇五	一、二五	四、七五五	一〇、八四〇	七、五三〇
安東	三、六三三	五、九四八	二、三〇	八、四四五	三、八二〇

則チ大連港ノ貿易ハ日本内地一億七千四百五十三萬兩其他ノ外國一億  
二千七百四十九萬兩支那各港一億二千四百三十八萬兩ニシテ朝鮮ハ僅  
カニ五百萬兩ニ過ギズ安東ハ日本内地四千六百八十萬兩朝鮮四千十五  
一七

一八

萬兩支那各港千五百二十二萬兩其他ノ外國ハ僅ニ二十一萬兩ニ過ギズ之  
レヲ以テ兩港ノ使命自ラ異ニスル所アルヲ知ルニ足ルベシ

乙 大連、安東縣驛發着鐵道貨物比較 (單位千噸)

昭和元年	大連		安東	
	發(北行)	到(南行)	發(北行)	到(南行)
同二年	七、四八	七、三〇〇	三、三三	三、〇六六
	七、四八	七、三〇〇	三、三三	三、〇六六
	八、二二%	八、二二%	一、二二%	一、二二%

之レニ依レバ南行即チ到着貨物ガ北行即チ發送貨物ニ比シ大量ナル点  
ハ同一ナルモ其ノ百分比大連ハ一割内外ナルニ安東ハ二割内外ヲ占ム  
又到着貨物ヲ一車平均二十三噸積ミト假定シ車輛數ヲ算出スレハ大連  
ハ十七萬三千車安東ハ五萬三千車トナリ更ニ之レヲ毎時間ニ平均スレ  
ハ大連ハ四十車安東ハ六車トナル如何ニ安奉線ガ輸送ノ餘裕ヲ有シ且  
ツ營業上有利ナルヲ知ルベシ

丙 新義州港ノ貿易統計 (單位數量千噸金額千圓)

新義州港ノ貿易ヲ經路別ニ統計スレバ左ノ如シ

年次	徑路	輸出		輸入		合計
		數量	金額	數量	金額	
昭和二年	鐵道	1,008	5,201	1,192	6,051	
	鐵橋(步道)	1	108	1	208	
昭和二年	水路(安東)	10	100	10	100	
	水路(安東)	10	100	10	100	
昭和二年	海路	10	100	10	100	
	海路	10	100	10	100	
昭和二年	計	1,029	5,417	1,213	6,467	
	計	1,029	5,417	1,213	6,467	

又之ヲ國別ニ區分スレバ左ノ如シ (單位千圓)

年次	徑路	輸出		輸入		合計
		數量	金額	數量	金額	
昭和二年	鐵道	1,008	5,201	1,192	6,051	
	鐵橋(步道)	1	108	1	208	
昭和二年	水路(安東)	10	100	10	100	
	水路(安東)	10	100	10	100	
昭和二年	海路	10	100	10	100	
	海路	10	100	10	100	
昭和二年	計	1,029	5,417	1,213	6,467	
	計	1,029	5,417	1,213	6,467	

一九

二〇

以上ノ統計ヲ通シテ新義州港ノ貿易ヲ考察スルトキハ安東港ト同ジク殆ント其ノ大部分ガ支那及内地朝鮮トノ取引ニシテ他ノ各國トノ取引ハ極メテ少ナシ又經路ガ大部分陸路ニ依ル点モ同一ナリ安義間ノ水路ハ陸路ト看做スヘキモノニシテ純然タル海路貿易ハ總額ノ六分五厘ニ過ギサル状態ナリ

五、港灣及出入船舶 前項ノ如ク安東及新義州港ノ海路貿易振ハサル所以ハ港灣ノ設備ヲ有セサルガ爲ナリ大連ハ完全ナル築港ニ依リ大小汽船ガ埠頭ニ横着ケセラル、ガ故ニ積卸ノ荷役モ簡單ニ且ツ迅速ニ行ハレ從ツテ本船運賃及附帶諸費モ低廉トナリ頗ル有利ノ立場ニ在ルモ安東ハ六湮下流ノ三道浪頭ニ碇泊シ新義州ハ二十一湮ヲ距ル鴨綠江口ノ薪島及二十六湮ヲ隔テタル多獅島錨地ニ入港シ其ノ區間舁ニテ荷役ヲ行フガ故ニ本船積卸荷役モ困難ヲ極メ殊ニ舁ノ一往復ニ三日乃至一週間ヲ要スル状態ナリ爲ニ本船運賃モ大連ニ比較シ五割乃至七割高ク附帶費トシテ舁運賃船内人夫其他噸當リ一圓五十錢乃

至參圓ヲ要ス定期船路トシテハ朝鮮郵船ガ一月二三回寄港スルノミ  
 ニシテ大阪商船ハ不定期ニ入港シ多クハ必要ニ應シ特ニ備船スル次第  
 ニテ其ノ不便名狀シ難シ剩サヘ冬季十一月中旬ヨリ翌年三月下旬ニ至  
 ル間ハ結氷ノ爲休船ノ餘儀ナク回漕業者ハ多數ノ店員ヲ養ヒテ冬籠リ  
 ヲ爲ス仕末ナリ今船舶ノ出入狀況ヲ示セハ左ノ如シ

甲 大連安東兩港出入船舶數

年次	大連		安東	
	別入	別出	別入	別出
昭和元年	外國貿易	二、八二〇	外國貿易	二、八二〇
	沿岸貿易	二、三〇〇	沿岸貿易	二、三〇〇
同 二 年	外國貿易	二、三〇〇	外國貿易	二、三〇〇
	沿岸貿易	二、三〇〇	沿岸貿易	二、三〇〇
同 三 年	外國貿易	二、三〇〇	外國貿易	二、三〇〇
	沿岸貿易	二、三〇〇	沿岸貿易	二、三〇〇

乙 新義州龍岩浦兩港出入船舶數

船別	新義州		龍岩		浦	
	雙數	電數	雙數	電數	雙數	電數
昭和二年	雙數	二、三〇〇	雙數	二、三〇〇	雙數	二、三〇〇
	電數	二、三〇〇	電數	二、三〇〇	電數	二、三〇〇
同 三 年	雙數	二、三〇〇	雙數	二、三〇〇	雙數	二、三〇〇
	電數	二、三〇〇	電數	二、三〇〇	電數	二、三〇〇

合 計	國內貿易			外國貿易		
	汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	汽船
昭和二年	出入	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
	計	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
同 三 年	出入	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
	計	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇

要スルニ船舶ノ出入狀況ニ徴シテモ如何ニ鴨綠江ノ利用ガ困難ナルカ  
 ヲ知ルベク安東及新義州ノ商工業者ハ到底之ヲ以テ満足スル能ハズ安  
 東新義州ノ商工業者ハ此ノ不便ヲ補ハンガ爲メ相提携シ大正十年以降  
 不凍ノ錨地タル多獅島ノ築港ニ關シ朝鮮總督府及中央要路ニ對シ要望

シツ、アル次第ナリ築港ニ關シテハ別項ニ詳述スル所アルヘシ

六、労働者ト國策 在來ノ朝鮮人ハ遊惰ニシテ勤儉貯蓄ノ念乏シク且ツ高率ノ賃金ヲ慾求シ労働者トシテハ能率其他生産條件上不適當ナリ支那人ハ之ニ反シ勤勉ニシテ貯蓄心ニ富ミ勞銀モ低廉ニシテ頗ル適切ナリトノ定評アリタルモ之レハ併合當時過渡期ノ現象ニシテ國民教育普及以來漸次改善セラレ最近ハ智能英敏克ク技藝ニ堪能且ツ貯蓄ノ念ヲ増シ殆ント一變セルノ感アリ多少支那人ニ比シ賃金高率ノ觀アルモ指導ノ如何ニ依リテハ寧ロ成績良好ナリ

今若シ該製鋼所ヲ關東州内ニ建設スト假定センカ其ノ使役スル労働者ノ大部分ハ支那人ナルコトハ爭フノ餘地ナシ最近支那人労働者カ官憲ノ壓迫又ハ不穩分子ノ煽動ニ依リ外國人ノ企業ニ對シ同盟罷工其他ノ手段ヲ以テ損害ヲ與ヘツ、アルコトハ山東及南支方面ノ紡績工場其他外人工場ニ於テ経験スル所ナリ滿洲ニ於テモ往々同様ノ災厄ニ遭遇シタル實例ニ乏シカラス現ニ滿洲在住ノ支那民族ハ滿鐵及

二三

二四

日本官憲ノ庇護ニ依リ安寧秩序ヲ保障セラレ年々富度ヲ増進シツ、アルニ拘ハラス毫モ其ノ恩ヲ感セス機會アル毎ニ利權ノ回收ヲ名トシ排日的行動ヲ續ケ種々ノ障碍ヲ與ヘツ、アリ苟モ生産能率ノ増進ヲ圖ラント欲セバ從業者ヲシテ永ク勤續セシメ各自ノ技術ニ熟練セシムルニ在リ之等ノ見地ヨリ關東州内ニ建設スルコトハ極メテ不安ニシテ策ノ得タルモノニアラズト信ス

然ルニ新義州附近ニ建設スルトキハ完全ナル我カ領土ニシテ且ツ國境ニ接近セル關係上鮮支兩者ヲ併用スルノ便アリ互ニ相牽制シテ其ノ宜シキヲ得ベシ殊ニ朝鮮人ハ最近文化ノ進歩ニ伴ヒ年々幾多ノ失業者ヲ出シ之等ノ群ガ漸次内地ニ溢出シ内地人労働者ニ脅威ヲ與ヘントス日本内地カ人口問題食糧問題等社會政策ニ惱殺サレ適當ナル對策ヲ講スル必要アル時ニ際シ斯ノ如キ有力ナル大工場ヲ朝鮮内ニ建設シ多數ノ労働者ヲ傭役スルコトハ最モ機宜ニ適シタルモノト謂フベシ假リニ所要ノ半數一萬人ノ労働者ヲ收容使役スルトセバ其家



族縁者數萬人ノ生活ヲ支持シ得ル次第ナリ之レハ延ヒテ朝鮮統治上如何ニ裨益スル所大ナルカ架説ヲ俟タサルヘシ

更ニ東亞大陸ニ於ケル帝國將來ノ國策上ヨリ研究スルトキハ一層重大ナル意義ヲ有スルコトヲ察スヘシ滿洲ニ在住スル邦人トシテハ租借地及滿鐵附屬地ヲ帝國領土ノ延長トシ大ニ滿蒙ノ開發上力説スル所アルモ實情ハ逐年刻々逆行シ不利ニ陥リツ、アリ殊ニ大正三年ニ締結サレタル日支條約ノ滿蒙ニ於ケル特殊利權ト稱スル土地商租權居住權等ノ如キ十有五年ヲ經過スルモ未タニ實現スルゴトナク反對ニ關東州及滿鐵ノ返還ヲ要求シ治外法權ノ撤廢ヲ主張スル狀態ニアリ勿論帝國トシテハ日清、日露ノ兩役ニ拂ヒシ多大ノ犠牲ニ鑑ミ容易ニ拋棄スベキコトナキヲ確信スルモ世界ノ大勢ハ國際聯盟、軍縮會議太平洋會議等漸次侵略的帝國主義ノ非ヲ唱道スル時代ニ在ルヲ以テ滿蒙ニ於ケル帝國ノ特殊利權ハ機會均等ノ精神ノ下ニ種々ノ支障ヲ來スコトナキヲ保シ難シ加之露國ノ共產主義赤化宣傳ハ日々辛辣ノ

二五

度ヲ加ヘ帝國ノ精華ヲ傷ケントスル狀態ナリ此ノ秋ニ際シ帝國トシテ治乱兩様ノ施設ヲ講シ一旦緩急ノ場合ニ處スル所ナクンバアルベカラズ此ノ見地ヨリシテモ該製鋼所ヲ帝國ノ領土タル國境ニ建設シ一面國內鐵ノ需給ニ資スルト共ニ一面國境文化ノ促進ニ貢獻シ以テ蔭然朝鮮統治及滿蒙開發ニ便スルハ最モ妙ヲ得タリト信ス眞ニ在滿邦人ガ滿蒙開發ヲ徹底セシメント欲セバ須ラク滿鐵本社ヲ奉天又ハ長春ニ移轉セシムルニ在リ大連ノ如キ玄關ノ入口ニ踏躑シテ焉ンゾ奧裡ノ機微ニ觸ル、ヲ得ベキヤ徒ラニ大連集中主義ヲ論スルハ却ツテ滿蒙ノ開發ヲ阻害スルモノト謂フベキ哉

二六

要スルニ運賃、關稅、製鐵獎勵金、勞銀國策等何レノ方面ヨリ比較シテモ帝國ノ領土タル國境ノ新義州附近ガ外國ノ領土タル租借地關東州内ヨリ有利ニシテ該工場ノ敷地トシテ最モ適切ナルヲ斷言スルニ躊躇セザルナリ終リニ多獅島築港カ製鋼所ノ製品搬出港トシテ利便ナルノミナラズ對内地貿易港トシテ絶大ノ意義アルコトヲ詳述シ以テ大方志士

ノ參考ニ資スベシ

### 第五、多獅島築港

一、多獅島ノ位置及面積 多獅島ハ東經百二十四度二十六分北緯三十九度四十七分四十一秒ニ位シ面積二十餘町歩ヲ有スル無人島ニシテ頂点標高四十八米アリ北方約二千五百米ノ所ニ小多獅島アリ其標高三十一米夫ヨリ北方約三百米ニシテ龍川郡郭患角ニ達ス郭患角ハ新義州ヲ距ルコト約二十一哩其間ニ一條ノ三橋川アリ地勢至ツテ平垣ナリ

又多獅島ヨリ西北九湮ニシテ鴨綠江口ニ達ス則チ水路ニ依ル距離安東及新義州ハ二十六湮三道浪頭ハ二十一湮龍岩浦ハ十三湮ニシテ此間ノ水路ハ年々異動シ水先案内ナシニ航行スルコト危険ナリ然レトモ多獅島鋪地地ハ日清、日露ノ役ニ我軍ノ船艦數十隻投錨シ上陸ノ便ヲ得シ以來三十有餘年何等ノ變化ヲ見ス其水深最大干潮時ニ於テ七米乃至十三米ヲ有シ干滿差大潮時七米小潮時四米ナリ其ノ面積約五

二七

十餘萬坪ニシテ優ニ二千噸乃至五千噸型ノ汽船十數隻ヲ繫留セシムルニ足ル

二八

### 二、多獅島附近ノ氣温水溫及結氷流水ノ狀況

之レニ關シテハ明治三十八年以降三ケ年間陸軍運輸部ニ於テ調査シ不凍港トシテノ價值ヲ認メ將來有望ナルコトヲ聲明セラレタルモ當時國境在任邦人少ナク産業交易モ今日ノ如ク旺盛ナラス一般ノ注目ヲ喚起スルニ至ラス其後歐洲戰亂勃發シ海運界ノ形勢一變シテ鐵道輸送ノ却テ有利ナリシ爲自然忘却サレタルノ觀アリタルカ戰後海運舊態ニ復シ再ビ陸運ノ不利ニ陥リタルヲ以テ再ビ本港修築ノ必要ヲ唱ヘ私設鐵道ノ敷設ヲ出願スル者アルニ至レリ朝鮮總督府モ漸ク耳ヲ傾ケ鐵道ノ認可ヲ保留シテ先ツ築港ノ調査ニ着手セリ則ルハ大正八年十二月十八日ヨリ翌九年三月十五日迄土木局技手櫻井貞氏ヲ派遣シ同九年十二月二十日ヨリ翌十年三月二十日迄同局技手西本常吉熊畑茂吉、中曾根素次ノ三氏ヲ交代ニ派遣シ同十年十二月九日ヨリ同

十一年一月七日迄及同十二年一月ヨリ二月迄熊畑茂吉氏ヲ派遣シ氣温、水温、潮流、水深、結氷、流水等ノ關係ヲ專心調査セラレタリ又同十一年十月十八日ニハ築港ノ神ト稱セラル、廣井博士ガ總督府ノ招聘ニ應シ態々來島シ親シク臨檢セラレ其ノ有望ナルヲ唱和セラレタリ然ルニ之等ノ調査書類ヲ大正十三年四月土木局廳舎類焼ノ際全部焼失シタルハ甚タ遺憾トスル所ナリ其後大正十四年一月二十七日ヨリ二月五日迄技手窪田虎彦氏ヲ派遣シ昭和二年三月三日ヨリ同月十二日迄技手岡崎一二氏ヲ派遣シ再調査ヲ遂ケタリ依テ其復命書ト龍岩浦測候所ノ氣象觀測トヲ摘録シテ左ニ示スコト、スベシ

甲 氣 象 (龍岩浦測候所觀測)

A 冬季月別最高最低氣温

自大正六年十一月十ヶ年間  
至昭和二年三月十ヶ年間

區 別	十一月	十二月	一 月	二 月	三 月
最 高	二〇、七	一〇、七	五、八	九、四	三、四
最 低	(一)	三、六	三、八	三、七	一、五

二九

B 冬季月別平均氣温

自明治三十六年十一月二十四ヶ年間  
至昭和二年三月十ヶ年間

區 別	十一月	十二月	一 月	二 月	三 月
最 高	六、五	一、九	三、七	一、〇	四、七
最 低	二、三	二、七	三、四	二、八	三、九
平 均	一、七	六、五	八、九	六、一	〇、一

三〇

C 冬季月別平均風向數

自大正六年十一月十ヶ年間  
至昭和二年三月十ヶ年間

方 位	十一月	十二月	一 月	二 月	三 月
北 北 東	二〇、八	三、六	二、七	一、九	一、五
北 東 東	三、五	三、五	三、八	四、六	三、〇
東 北 東	二、四	二、七	三、九	一、八	三、一
東 南 東	八、三	五、八	五、九	三、六	三、八
東 南 南	五、六	四、五	三、五	三、四	一、五
南 南 南	一一、五	九、五	七、八	二、三	一、一
南 南 東	一〇、〇	七、七	五、三	八、五	一、三
南 南 東	四、〇	二、五	一、六	四、三	一、〇
南 南 東	三、三	一、二	二、三	五、一	〇、七



方位	A 冬季月別平均風速 (毎秒米)			
	十一月	十二月	一月	二月
北	三、九	三、三	二、八	三、六
西	三、四	三、三	三、〇	一、八
南	二、五	一、一	〇、九	二、八
東	二、五	二、四	二、八	二、四

自大正六年十一月十ケ年間  
至昭和二年三月

方位	B 冬季月別平均風速 (毎秒米)			
	十一月	十二月	一月	二月
北	二、五	二、四	二、八	二、四
東	二、五	二、四	二、八	二、四
南	二、五	二、四	二、八	二、四
西	二、五	二、四	二、八	二、四

方位	C 冬季月別平均風速 (毎秒米)			
	十一月	十二月	一月	二月
北	二、七	二、五	二、三	二、七
西	二、六	二、四	二、五	二、四
南	二、五	二、四	二、三	二、六
東	二、五	二、四	二、三	二、六

乙 結氷ノ狀況 (總督府土木局調査)

多獅島ノ周圍干潮時ニ露出スル附近ノ砂洲及干瀉地ハ露出後再ビ昇潮ニヨリ其ノ影ノ没スルマテノ間ニ於テ結氷スレトモ氷厚最厚一浬以内ニ止マリ其質軟弱ナリ而シテ錨地及其ノ航路タル水道ハ全然凍結スルコトナク流水浮游ス



丙 流水ノ狀況 (同上)

A 普通流水 流水ハ潮位、潮流、風向、風速、氣温等ニヨリテ其ノ多寡及浮游狀態ヲ變シ或ハ海上一面ニ瀾漫シ或ハ僅カニ其ノ片影ヲ認ムルニ過ギザルノ日アリ或ハ水道ノ流心ニ從テ帶形ヲ爲シ或ハ點々トシテ一種ノ集團ヲ爲シテ流動シツ、アルモ普通ノ太サ一米乃至三米方厚サ三糎乃至十糎位ニシテ其質極メテ軟弱ナルヲ以テ汽船ノ出入ニ對シ困難ヲ感セシムル程度ノモノニアラズト認ム

B 流水ト風向 冬季間即チ十一月ヨリ翌年三月ニ至ル間ノ本錨地附近ノ最多風向ハ前記風向回數表ニ示ス如ク北々東ヲ最トシ北及北東之レニ亞キ且ツ此ノ方向ノ風速ハ前掲平均風速表ニ示ス如ク二、五乃至三、〇米ニシテ北西及北々西ニ比シ強ク東南東、南東ノ風モ相當強キヲ以テ流水ハ退潮時ニ際シ遠ク西水道タル薪島ノ沖合ニ流失シ嚴冬流水ノ最盛季タル一、二月ニ於テモ水面上僅ニ點々タル流水ヲ見ルニ過キス尙此ノ季間ニ於ケル最低水温ハ平均零下一、八度ニ止マリ

三三

三四

不凍港ト斷定シテモ敢テ過言ニアラズ

三、多獅島港ノ經濟的價値

安東及新義州港ト大連港トノ貿易狀態ハ前述セル如ク自ラ使命ヲ異ニシ大連港ハ支那及南洋歐米等外國貿易ヲ主トシ安東及新義州港ハ朝鮮及内地貿易ヲ主トス而シテ大連港ハ年額一千餘萬噸ノ貨物ヲ吞吐スル爲メ其ノ狹隘ヲ感シ他ニ適切ナル補助港選定ノ必要ニ迫ラレ居ルニ反シ安東及新義州ハ港灣設備ナキ爲メ陸送ニ委スル狀態ナリ今若シ多獅島築港完成シ新義州トノ間ニ鐵道敷設サレンカ畜ニ製鋼所ノ原料及製品ノ運搬ニ便ナルノミナラス對内地貿易上ノ福音ト成リ大連及安東新義州ノ痛苦ヲ一掃シ各自其使命ニ向ツテ邁進シ一層ノ發展ヲ見ルニ至ルベシト信ズ

四、多獅島築港ノ計劃及經費ノ大要

多獅島港ノ眞價ハ上述スル所ニ依リ明白ナルガ之レガ計劃及經費ハ専門的技術家ノ實測ニ俟タザレバ正確ナル數字ヲ示スコト能ハズ殊

ニ理想的ニ完全ナル施設ヲナスト應急的ニ船車連絡ノ便ヲ圖ルニ止マルト其ノ規模ノ如何ニ依リ自ラ大ナル差アリ吾人ハ我國財政ノ現象ニ鑑ミ寧ロ後者ヲ希望スル次第ナリ則チ大多獅島郭患嘴トノ間ニ築堤シ其ノ中程ヨリ西方錨地ニ向ツテ曲リナリニ埠頭棧橋ヲ設ケ其内面ニ數隻ノ汽船横着サル、程度ノモノニテ可ナリ然ルトキハ工費約三百萬圓乃至三百五十萬圓ニテ足ルベシ又同築港ト新義州トノ間ニ鐵道ヲ敷設スルトセバ其ノ距離僅カニ二十二哩ニシテ地勢極メテ平坦一ヶ所ノ墜道ナシ唯三橋川(幅員約三百五十米)アルノミナルガ一哩平均十萬圓トシテ二百二十萬圓最大限三百萬圓ヲ超ルコトナルベシ要スル築港及鐵道總工費五百二十萬圓乃至六百五十萬圓ヲ以テ當面ノ目的ヲ達成シ得ル次第ナリ

三五

而シテ之等ノ經費ハ營業收入及財産收入ヲ以テ數年ヲ出スシテ回收シ得ラルベシ則チ製鋼所ノ製品搬出ノ外ニ對内地貿易港トシテ安奉沿線及奉天以北ノ貨物ヲ吞吐シ且ツ平安南北道並ニ國境一帶ノ貨物ヲ

三六

モ吞吐スベキニ依リ鐵道及築港收入トシテ相當多額ヲ示スベク又多獅島東岸一帶ノ干瀉地ヲ拂下ゲ埋築惠事ヲ施ストキハ數千町歩ノ市街宅地及農園ヲ獲得シ(坪當リ平均十圓トシテ二千萬圓)其ノ賃貸又ハ販賣ニ依リ相當ノ收益アリ實ニ天惠ノ良港ト謂フベシ

五、請願運動及經過ノ大要 安東及新義州ノ住民ハ上述ノ見地ヨリ帝國ノ大陸政策上是非トモ其ノ實現ヲ期セント欲シ龍岩浦住民ヲモ加ヘ大正十年八月二十八日多獅島築港期成同盟會ヲ組織シ創立總會ヲ開キタリ而シテ同年九月十六日朝鮮總督府ニ於テ開催サレタル經濟調査會ニ對シ築港ノ目的貫徹ニ關スル聲援ヲ乞ヒ十一月十五日詳細ナル説明書ヲ添へ朝鮮總督及首相以下各大臣、貴衆兩院議長、拓植局長官、各政黨本部ニ請願書ヲ提出シ配慮方ヲ依頼セリ十二月二十日帝國議會ニ請願シ會長及事務長東上シ中央政府及帝國議會並關係方面ヲ歴訪シ翌十一年一月漸ク議會ノ協賛ヲ經タリ然レトモ爾來一般財界歐洲戰亂ノ餘波ヲ受ケ中央政府亦非募債主義ヲ採リ朝鮮總督府ノ

財政其要望ノ全部ヲ容ル、餘裕ナク漸ク昭和二年ヨリ三ヶ年繼續事業トシテ豫算五十萬圓ヲ計上シ同三年十月起工シ來ル五年三月竣成ノ豫定ナリ然レトモ小多獅島ト郭患嘴トヲ連結シテ築堤シタルニ止マリ其ノ周圍一面干潮時ハ瀉地トナリ舳ノ出入スラ能ハス殊ニ錨地トハ相當ノ間隔アリ鐵道モ私設ノ豫定ニテ出願セルモ認可ナキ爲メ未タ其敷設ヲ見ズ全ク何等實用ニ適セザル状態ニアリ此ノ時ニ際シ滿鐵會社ガ昭和製鋼所建設ノ計劃ヲ樹テ經濟上、技術上、國策上各方面ヨリ調査研究ヲ遂ケ新義州附近ヲ最適地ト認メ多獅島港ヲ製品搬出港トシテ鐵道ト共ニ自營スル方針ヲ確立セラレタルハ實ニ地ノ利天ノ時ト合致セル所以ニシテ最モ機宜ニ適シタルモノト認ム

#### 第六、 結 論

昭和製鋼所ノ工場用地トシテ帝國領土内、鮮滿ノ國境タル新義州附近ガ最適地ナルコト及多獅島築港ガ不凍港トシテ對内貿易上經濟的價值ニ富ムコト並ニ昭和製鋼所及多獅島築港ノ實現ガ帝國ノ將來ニ對スル國

三七

三八

策上或ハ朝鮮統治ニ或ハ滿蒙ノ開發ニ絶大ノ意義ヲ有スルコトモ大畧上述スル所ニ依リ明瞭ナリ現政府及滿鐵主腦部モ我カ國鐵ノ需給状態ニ鑑ミ前内閣及滿鐵幹部ノ計劃ヲ無視シ之レヲ中止スルコトキハ勿論其ノ位置モ恐ラク變更スルコトナク前任者ノ計劃ヲ踏襲修補シ必ズ其ノ目的達成ニ努力セラルヘキヲ信ス然レトモ最後ニ朝鮮總督府及地方民衆ニ對シ要望セント欲スルハ昭和製鋼所ノ建設ヲ奇貨トシ自己ノ責任ヲ免カレ又ハ目前ノ利ニ眩ム如キ行動ヲ戒ムルニ在リ關東州ニ在リテハ關東長官ヲ始メ大連旅順ノ市民ガ大童トナリテ熱中シ或ハ給水施設ニ對シ或ハ用地ノ選定ニ關シ出來得ル限り便宜ヲ與ヘ犠牲ヲ拂フテ其ノ實現ヲ容易ナラシメント運動シツ、アリ勿論斯ノ如キ國家的重大事業ハ管ニ地方的運動ニ因リ左右セラルベキ性質ノモノニアラズト雖モ熱誠ノ度如何ニ依リ感情的ニ動搖シ時トシテ意外ノ結果ヲ齎ラスコトナシトセズ新義州商業會議所ガ沈黙ヲ守リ表面ニ運動スル所ナキニ對シ朝鮮全道及安東縣側ヨリ其ノ惰眠的ナルヲ叱責セラル、モ決シテ嗜

眠病ニ犯カサレ居ルニアラズ其ノ重大性ニ鑑ミ慎重ニ道當局ト相携ヘ  
總督府ヲ動カシ之レカ實現ニ關シ潛行的ニ陳情各種ノ便益ヲ講シツ、  
アル次第ナリ依テ總督府トシテモ築港及鐵道ノ敷設並ニ市街計劃等ニ  
關シ滿鐵及製鋼所ト協議シ出來得ル限リノ便宜ト援助トヲ咨マサルハ  
勿論地方民トシテモ目前ノ小利ニ眩惑シ地價ノ釣上ケヲ策スル如キ非  
國民的行動ナキヲ信ス殊ニ多獅島築港及臨江鐵道ノ敷設ハ國境住民多  
年ノ懸案ナルガ故ニ總督府トシテハ當然ノ責任ヲ有シ地方民モ亦タ之  
ニ對シ相當ノ犠牲ヲ覺悟セル可ラズ若シ總督府ガ責任ヲ回避シ地方民  
ガ目前ノ奇利ヲ夢ムル如キコトアランカ千載一遇ノ天惠ハ遠ク去テ關  
東州ノ野ニ移リ國境ハ將來永久ニ其ノ機ヲ捕フルコト能ハザル可シ要  
スルニ製鋼所用地市街及鐵道敷地並ニ築港用地等必要ナル土地ニ對シ  
テハ敢然土地収用令ヲ實施シ未然ニ民間ノ慾利ヲ抑制スルト同時ニ其ノ  
經營ニ對シテモ法令及財政ノ容ルス限り便宜ト補助トヲ與ヘ其ノ促進  
ニ資セラレンコトヲ熱望シテ止マサル次第ナリ

(完)

三九



寫送先

大臣 次官 電信課長  
亞細亞 歐米 通商 條約 情報 文化 人事 文書 會計

(分類 E 4-8.0.55)

6/16/65/11

電信課長

昭和4 一八八五八 平

大連 本省 十二月廿一日前着

亞

幣原外務大臣

大連市長 石本貫太郎

昭和製鋼所設置ノ位置如何ハ直ニ大連市ノ盛衰ニモ絶大ノ關係ヲ有シ延イテ將來滿蒙ニ於ケル我方國策遂行上ニ甚大ノ影響有之ヘキニ付此ノ點篤ト御留意ノ上單ニ採算ノミニ偏セス國家的見地ヨリ此ノ際是非該製鋼所ヲ大連市近接地ニ設置セララル様深甚ナル御賢慮相煩度ク大連市會ノ決議ニ依リ此ノ段懇願ス

昭和製鋼所設置ノ關係  
幣原外務大臣  
大連市長 石本貫太郎  
大連市會

外務省

E-2114

0078

電信寫

昭和 一八八五八 平

大連 本省 十二月廿一日前發

五

幣原外務大臣

大連市長 石本實太郎

昭和製鋼所設置ノ位置如何ハ直ニ大連市ノ盛衰ニモ絶大ノ關係ヲ有  
シ延イテ將來滿蒙ニ於ケル我カ國策遂行上ニ甚大ノ影響有之ヘキニ  
付此ノ點篤ト御留意ノ上單ニ探算ノミニ偏セズ國家的見地ヨリ此ノ  
際是非該製鋼所ヲ大連市近接地ニ設置セラルル様深甚ナル御賢慮相  
煩度ク大連市會ノ決議ニ依リ此ノ段懇願ス

添録